

議事日程第2号

平成27年12月8日（火曜日） 午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問（1番～6番）

出席議員（12名）

議長 大 沢 まり子	1番 奥 村 雄 二	2番 安 藤 信 治
3番 伏 屋 光 幸	5番 高 山 由 行	6番 山 口 政 治
7番 安 藤 雅 子	8番 柳 生 千 明	9番 山 田 儀 雄
10番 加 藤 保 郎	11番 岡 本 隆 子	12番 谷 口 鈴 男

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 渡 邊 公 夫	副 町 長 瀨 瀨 久 美
教 育 長 高 木 俊 朗	総 務 部 長 寺 本 公 行
民 生 部 長 山 田 徹	建 設 部 長 伊 左 次 一 郎
企 画 調 整 担 当 参 事 葛 西 孝 啓	教 育 参 事 兼 学 校 教 育 課 長 田 中 秀 典
総 務 防 災 課 長 亀 井 孝 年	企 画 課 長 各 務 元 規
環 境 モ デ ル 都 市 推 進 室 長 兼 ま ち つ く り 課 長 可 児 英 治	亜 炭 鉱 廃 坑 対 策 室 長 鍵 谷 和 宏
税 務 課 長 若 尾 要 司	住 民 環 境 課 長 大 鋸 敏 男
保 険 長 寿 課 長 加 藤 暢 彦	福 祉 課 長 佐 久 間 英 明
農 林 課 長 石 原 昭 治	上 下 水 道 課 長 須 田 和 男
建 設 課 長 筒 井 幹 次	会 計 管 理 者 水 野 嘉 博
生 涯 学 習 課 長 若 尾 宗 久	

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 小木曾 昌 文	議 会 事 務 局 書 記 金 子 文 仁
----------------	--------------------------

開議の宣告

議長（大沢まり子君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で、定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。
本日の日程は、お手元に配付しました議事日程のとおり行いたいと思いますので、よろしく
お願いいたします。

会議録署名議員の指名

議長（大沢まり子君）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、2 番 安藤信治君、3 番 伏屋光幸君の 2 名を指名します。

一般質問

議長（大沢まり子君）

日程第 2、一般質問を行います。

町政一般に対する質問の通告がありましたので、受け付け順序に従って発言を許します。

なお、質問、答弁とも簡潔・明瞭にされるようお願いいたします。

1 番 奥村雄二君。

1 番（奥村雄二君）

おはようございます。

議員になりまして初めての一般質問になりますが、よろしくようお願いいたします。

では、災害時の防災対策について質問いたします。

私は、この 8 月より御嵩町防災セミナーを受講し、防災士として社会全体の防災力を高める
ことや、犠牲者や被害の軽減が重要課題であるということに再認識しました。とりわけ、いつ
起こってもおかしくないと言われている南海トラフ地震などの災害被害をいかに軽減させること
ができるのかということを考えてみました。

一般的に災害被害の軽減は、自助・共助・公助の効率的な組み合わせで実現されると言われ
ます。災害対策の基本はまず自助であり、自分の命は自分で守るという備えが必要ですが、し
かし、個人の力には限界があります。また、消防や警察、自衛隊などの公助も重要ではありま
すが、すぐに被害現場に到着できるとは限りません。そこで、最も重要で大きな鍵となるのが
共助、つまり地域による助け合いの精神であると思います。

この共助が見事に機能したのが、2014年11月に長野県白馬村周辺で発生した地震のときであります。周辺住民が声をかけ合い、建物の下敷きになった人たちの救出に当たり、高齢者や幼児が助け出され、一人の命も奪われることはありませんでした。もし救出がおくれれば、命に直結した可能性もありました。白馬村では、過去の地震の経験を踏まえ、災害時住民助け合いマップを作成し、村全体で情報を共有し、日ごろから備えをしていたからです。

そこで、お伺いいたします。

御嵩町ではハザードマップの作成はなされていますが、もっと踏み込んだ形での対策として、住民助け合いマップを作成する用意はありますか。

議長（大沢まり子君）

民生部長 山田徹君。

民生部長（山田 徹君）

おはようございます。

奥村議員の質問にお答えいたします。

御質問は、災害時住民支え合いマップの作成についてであります。

災害時において、自助・共助・公助とありますが、特に隣近所や自治会などの地域の人々がお互いに助け合う共助の重要性は議員御指摘のとおりであります。

平成26年11月22日22時8分ごろ、長野県北部を震源とするマグニチュード6.7、最大震度6弱の長野県北部地震が発生しました。全壊家屋50棟、半壊家屋91棟、負傷者46名の被害がありました。命を落とされる方はいませんでした。特に長野県白馬村神城堀之内地区では、地域住民が警察や消防による救助活動を待たずに、みずから地区内を巡回し、倒壊家屋の下敷きとなった方をチェーンソーや大型ジャッキなどを使って救助したり、高齢者の方々の避難を支援するなどして、死亡者を一人も出さず、被害を最小限に抑えたということでマスコミにも大きく取り上げられ、共助の重要性、有効性が改めて示されました。

長野県では、災害時住民支え合いマップの策定に力を入れており、平成27年3月末現在で77自治体中65自治体で、市町村の全域、あるいは一部地域のマップが策定されています。各自治体の地区別合計では、3,864地区のうち2,411地区が策定済みで、策定率は実に62%となっています。

平成25年6月、東日本大震災での被災者状況を踏まえて国の災害対策基本法が改正され、避難行動要支援者名簿の作成が市町村に義務づけられました。

御嵩町における要支援者数は、この11月末現在でひとり暮らし高齢者が300人、高齢者のみ世帯員が583人、障害者が119人で、合計1,002人の方が登録されています。この名簿をもとに、御嵩町においては、以前からモデル事業として災害時避難行動要支援者支援事業を開始し、平

成24年度には要綱を定め、各自治会において個別の避難支援計画づくりを推奨しています。

発災直後にこの登録された人々を行政が直ちに救援に行くことは困難であり、被害を少なくするためには、地域の方々が力を合わせて避難支援をしていただくことが重要であると考え、各自治会に呼びかけを行い、現在までに上町、城町、南山台東、顔戸北、顔戸南、山田、稲荷台の7つの自治会が取り組みを行っていただいております。特に南山台東の自治会では毎年見直し作業を実施されており、今年度は障害者を含めた形での災害時住民支え合いマップや個別支援計画の策定に積極的に取り組んでいただいております。

この支援体制づくりについては、毎年度当初に全町、また地区の自治会長会に担当者が出席させていただいて、地域の皆様に取り組みいただくようお願いをしていますが、参加自治会数が思うように伸びていないのが現状であります。

地域における防災力の向上について、現在、その人的パワーの増強を目指して防災リーダーの育成が進められていますが、地域の核となられる人材が災害時での避難行動要支援者個別計画づくりにも積極的にかかわっていただけたらありがたいと思います。

今後は、この支援体制づくりの取り組みに、町内全ての自治会地域が参加していただけるよう、目に見える形での支え合いマップの作成をまずは呼びかけるなど、推進方法を工夫しながら、引き続き努力してまいります。

地域でのリーダーとなられる奥村議員を初め、議員の皆様方にも地元自治会地域が支援体制づくりにお取り組みいただけるよう御協力をお願いしまして、答弁とさせていただきます。

[1番議員挙手]

議長（大沢まり子君）

1番 奥村雄二君。

1番（奥村雄二君）

山田民生部長の答弁にありましたが、町内の幾つかの地区で進んだ防災対策というのがあるのは大変いいことだと思います。ですが、やはり一部だけではなく、町全体で考えねばならない問題であると思います。

私も、議員としてはもとより、防災士としても尽力してまいりますので、ぜひともこうした組織を構築していただけることを切望いたします。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

議長（大沢まり子君）

これで、奥村雄二君の一般質問を終わります。

続きまして、5番 高山由行君。

質問は、一問一答方式の申し出がありましたので、これを許可します。

5 番（高山由行君）

議長のお許しをいただきましたので、質問させていただきます。

質問の前に、去る10月10日、願興寺境内において、「響け鼓音 みたけ創生 和太鼓演奏会」を、きょう、後ろに傍聴に来ておられる女性の方が中心となって、町制施行60周年応援事業としてとり行いましたところ、主催者発表で400人前後の方が来られたということで、やっぱり文化事業というものにはなかなかお金もかかりますし、場所、その他いろいろとかかりますので、難しい面もあろうかと思いますが、心に残った演奏会ができたこと、町政の方も御協力いただきまして、本当にありがとうございました。

それも踏まえまして、1問目の質問に移りたいと思います。

今回は諸先輩がされた質問とやえる質問が重点であります、私が議員になりまして、一度は聞いてみたいと思っていたことですので、御理解いただきまして、大項目として2点、お答えをいただきます。

早速ですが、大項目1点目、仮称文化会館の建設の可能性についてお伺いします。

まず、項目名を仮称文化会館建設の可能性についてとしたのは、私も4年間議員をさせていただきまして、精通しているわけではありませんが、厳しい町財政の中、公共施設の維持管理、全ての公共インフラの大量更新、また近々では庁舎の整備や中保育園改修等々、優先順位の高い、必ず実行しなければならない施策が山積しておりますので、可能性とあえてしました。

過去に先輩議員が何度も質問のテーマに取り上げられております。またかということになりますが、古い話では、城町の安藤議員が、今の渡邊町長が議員をやっておられるところに一度したと思います。また、近々では、鬼籍に入りました佐谷前議員がこのテーマで質問をされています。このときの渡邊町長の答弁では、必要性は感じている。しかし、他市町村では、オーバークオリティー、よ過ぎるものをたくさん作り過ぎた。つくるにしても、身の丈に合ったものでよい。大きさ、キャパにしても、大体300から500人が入れるようなものでよい。岐阜県内でこうしたホールを持たないのは御嵩町だけではないか。平成20年より3カ年計画でその方向性を決めていきたい。議員においてもこうしたテーマで徹底した議論を町民の方ともしていただきたい。このようなお話でありました。

近隣市町村においては、町長が言われますように、バブル期に建設されました文化会館、文化ホール等の維持管理費、運営費等が自治体財政に重くのしかかっているようでありまして、費用対効果の面から見ましても、文化事業という施策、またそれに伴う建物の建設はなかなか数字ではあわせえない面もあります。

さきに申しました平成20年ごろ、中公民館の改修を考えていく中で、改修費用の試算も考えておられたようでありまして。町長におかれましては、頭の中には、中公民館の3階を改修して、

仮称文化会館、文化ホールの増築を描いておられたように感じます。

2年ほど前になりますが、名称が間違っているかもわかりませんが、中公民館改修に対する考え方として、有識者、町民の方に町長が諮問を出され、答申を受けておられますが、その後の動きはありません。

私自身も、そのときには、中公民館は仕事柄わかっておるので、1階、2階はRC造、コンクリート造で、3階のみ鉄骨造であると考えておりましたので、全体改修の中で3階を改造変更すれば、消防法の関係もいろいろ難しい面もあろうかと思いますが、350人程度のキャパで、身の丈に合った仮称文化会館のかわりになるものが建設できるのではないかと期待はしておりました。

時がたってしまうと、現在では、環境モデル都市施策で、屋根上に、災害時の避難所の自立ということで電源確保のため太陽光パネルが設置してありますので、中公民館の3階を利用しての文化ホール建設の希望は消えてしまったのかなあと考えているところであります。

議員としまして、冒頭で申し上げたとおり、多くの財政出動が予想される事業がめじろ押しの中、また文化事業施策が万民に理解されるのが難しいこと、町民の方の心に残る事業は費用対効果としてもなかなか数字には残りにくいこと、いろいろなことを考えますに、議員としても、また町民にしても、なかなか声に出して要望できない事案であると思っておりますが、あえて可能性として、町長にお伺いします。

本当にこれが声なき声というものであると私自身は思っておりますので、あえて町長にお伺いします。

まず1点目に、柳川町政のときにも提案、要望等があったと思います。現に文化会館の建設の土地を含めての新設に対する試算も行われているようですが、柳川町政を引き継いだとき、町長が佐谷前議員の質問を受けた時点での文化会館、建物改修の文化ホールに対しての考え方、2年ぐらい前の中公民館改修に対する答申を受けた時点での考え方、そして町政3期目に入った現在でのこの仮称文化会館に関しての可能性を含めての町長の考え方、所信をお伺いします。よろしくお願ひします。

議長（大沢まり子君）

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

おはようございます。

今回は3人の方に私のほうから直接答弁させていただくということで、高山議員の質問にお答えをいたします。

非常に長い間懸案となっている文化ホール、文化会館の建設であります。これまでの経緯

であるとか、あと質問が続きますか。でもないですね。一問一答であれですね。

大項目の一問一答ということで、文化ホールについての質問に対する答弁をさせていただきます。

町長を私が引き継ぎまして、柳川町長が何をやれなかったのか、何をやらなかったのか。これらを明確にしていく上で、自分ができることをしっかりとやっていかなければいけない。私の立場上はそういう立場であるなということを考えながら町長の任を務めさせていただいておりますけれど、なかなかうまくいかないということも多々あります。

柳川前町長というのは、産業廃棄物処分場問題で物議を醸し出されたわけですが、彼は最初の選挙のときからずっと終始一貫、引退するまで、引退された後も、産業廃棄物処分場の建設は反対だという言葉が明確に使われたことは一回もありません。最初の選挙のときに言われたのは、まずは老人福祉施設を何とかしなければいけないということ。そして、一番明確におっしゃったのが文化ホールです。文化会館をつくるということ、これは公約に近かった。その上で、かなり具体的なことまでおっしゃった。竣工した暁にはNHKののど自慢を呼んできたいというところまで説明をしておられましたので、ある意味、私は柳川町政において必ずおやりになると思っておりました。

しかしながら、町長に当選された後、そうした検討委員会は平成8年、9年で設置されましたけれど、結果的にその間は何も起きなかった。引退間際になって、検討委員会を設置された。その中で、3カ年計画というものが示されておりました。計画の中では、平成20年度用地買収、21年度測量設計、22年度で工事という計画が立てられました。これは行政内の計画ですので、議会にこの件が伝えられたとは、私、議員をやっておりましたけれど、認識はしておりませんし、前町長との事業の引き継ぎについても、この件は私は説明をまともには受けていないということで、こういう状況になって、20年度からの3カ年計画で組み込まれているという認識は、私自身が町長になったときにはありませんでした。1つだけ、ぼっぽかんについてはもう既に設計の段階まで入っておりましたので、設計を完了させて、施設整備を完了させるというのが私のハード整備のほうの第1の仕事であったと認識をしておりました。

質問の中で私に対して、有識者会議等、諮問委員会を開いたじゃないか。審議会を開いたというお話でありましたが、私は答申については当初よりお願いをしました。中途半端な答えは出さないでいただきたいと。結果的に残念な答申ではありました。私は、こういう表現を使いました。どうしても頭に財源のことが全くわかっていない方々でも、お金を使うということは悪だという認識が当時もされておりましたので、お金の心配はしてくれるなど。お金の心配は私がすると。した上で、できなければできないと言うということまで言って、第1回目から始めていただいたんですけど、残念ながら今のホールそのまま、お化粧直し程度のものが計

画されてしまった。そういう意味では残念な結果に終わったんですけど、これは私としては留保したままにせざるを得ないと。一番お金の使い方としては、下手くそな使い方だと私は思いますので、実施には至らなかったということでもあります。

財政は大変難しいものですので、なかなか議員を1期やったり、2期でも理解し切れないと。その仕組みまで覚えようと思うと、なかなかのことではないわけでありましてけれど、逆に言えば、議員はそんなに細かなことは知っておかないほうがいいと私は思っております。こうした要望なども逆に出せなくなる可能性もありますので、お金の心配はおまえがしろと言っていたほうがいいのかもかもしれないと、そのように思うことがあります。

ざくっと言いますと、私が町長になってから、この8年間でおおむね借金元金は30億以上減らしておりますし、貯金は十四、五億積み上げていますので、現段階では、将来お金が要るのは当然でありますけれど、大抵のことには対応できるだろうなというレベルまで来ておりますので、優先順位の問題になってくると、そのように思っております。

環境モデル都市関連で屋上に太陽光発電などを置いたのは、設計上、さっきおっしゃったように、私は3階を改修するんであれば天井を上げないと意味がないというふうに思っておりました。私の頭の中では、ステージも増築を西のほうにして、新しいほうの増築したほうにぼこんと持って行ってやれば、1階から増築するのは別として、ステージだけは増築してやれば、結構なホールができるだろうと。それには天井を上げることは不可欠だと思っておまして、設計上、天井を上げることはできないという結果になりましたので、現段階では、3階のホールを改修して文化ホールの役を果たさせるということは物理的にいいものにはならないということが見えておりますので、これはまあ断念をしたほうがいいというふうに思います。

その中で、そうした結論が出ましたので、今の中公民館の3階には、災害時に自立できるような太陽光発電であるとか、いろいろなものを設置したという経緯がございます。

多分高山議員もこれだけ説明すれば、おわかりになっていただけたと思いますけれど、そういう意味では、とりあえず現段階ではどこかに建てるか、もしくは3階そのものは化粧直しだけで済みますかという、そんなレベルになるかと思えます。

いずれにしても、こうしたものを建設しようとするときには管理の面もありますので、公共施設に隣接させたようなものにしていくのが一番望ましいだろうと考えております。中公民館を意識するのであれば、中公民館の別の棟として1棟建てていくということが一番現実的ではないのか。また、今、庁舎の検討委員会であるとか、中保育所の検討委員会を開いていただいておりますので、そうした施設にくっつけてつくっていくということが一番望ましいんじゃないのかな。これはもう館長を置いたり、いろいろしていきますと、いわゆるランニングコストというものがかかってきますので、そういう手法が最もいいだろうというふうに考えてお

ります。常に行政の立場からいくと、大切な、整備しなければいけない施設の5本の指に入りますが、一番最初に先送りになるのがこうした施設になってしまうというのが現状であります。

非常に残念でありますけれど、イベントが行われるたびにこうした施設の整備を望む声が必要が上がります。ただ、それは継続しないというところが残念な結果になっている理由でもあります。

先ほど財源のことも高山議員は御心配されましたけれど、それこそ身の丈に合ったものを知恵を出して考えていくということをしていけば、全く不可能ではないとは思いますが、取り組んでみる価値はあると思いますけれど、少なくともある程度煮詰めた形にするまでに話が潰れていってしまうようなことではだめだなということは感じております。

さきの検討委員会でも、私が最初に言ったような話をさせていただいたんですけど、残念ながら、結果的に言うと、お金がかかるだろうということを心配されて流れてしまったというようなことになるかと思いますが、残念ながら、公募委員だったと思いますけど、自分は公民館で1時間も座っておったことがないというような委員がおられましたので、私は唖然としたんですけど、どんな施設をつくるにも、積極的な方は10%、否定的な方が10%、あとの80%の方々がどう思われるかということですので、積極的に必要だと思われる方々が80%の方々をどう説得していくかという問題になります。これは、町民の要望、また行政の必要性という観点からもやっつけていかなければいけない。合意事項をある程度踏んだ上でかかっていきたいというふうには思っております。施設整備のレベルでいえば、御嵩町は残念ながら現段階では文化レベルが低いと言わざるを得ない。

金額的なことでもありますけれど、今、フランスでC O P 21が開かれていますけれど、あの会場って、そう大した立派な会場ではないんですね。広いですけど、ほぼ体育館みたいなところですよ。知恵の絞りようによっては安く上げることもできるだろうと。大きな器だけつくって、ステージを設置し、あとマイクのシステムなんかはイベントによって必要なものがあるわけですので、基本だけ設置しておけば、あとはリースでその都度やったほうが場に合ったもの、発表する内容に合ったものになっていくと思いますので、そういう考え方をしていけば、可能性はうんと広がってくるのではないのかなというふうに思っています。そういう意味では、今後、町民の皆さんにも議論を重ねていただいて、本当に欲しいのかどうなのか、そういうことも話し合いながら、私自身は欲しいと思っておりますので前向きに考えていきたいと。その背中を押していただければありがたいということをこの場でお願いしまして、私の答弁とさせていただきます。

[5番議員挙手]

議長（大沢まり子君）

5番 高山由行君。

5番（高山由行君）

ありがとうございました。

私、今回の質問で、町長の文化ホールをつくるという高らかな宣言を引き出すようなものではございません。町長が言われましたように、前佐谷議員のときもそうでしたが、町民のほうからふつふつとこういう要望が湧いてくるのがまず前段階だということも認識しております。しかし、やっぱりお金の面を町民の方は心配なされますし、まず町全体の財政のことも皆さんが心配しておられるのも当たり前のことです。先ほど私が声なき声と言いましたのも、やっぱり言いにくいという面もありますし、私たち議員が中心となって、その声を引き上げていくのが仕事だと思っておりますので、再質問はいたしません、町長が言われましたコンパクトシティの話もそうです。私も中公民館の3階でイベントをしているときに、南側の土地が今あいているなあと思いつつ、何とかそれが利用できないのかなあと思っております。そういうことも含めまして、町長の3期目の4年間でどうかやっぱりこの建設事業のことを頭に入れておいていただきまして、皆さんがまた盛り上がったときにはぜひ推し進めていただきまして、今、民間の資金を活用するPFIですか、そういうことも行政幹部の方は研究していただきまして、進めていっていただきたいと思っております。

また、もう1つ、名古屋の例を1つ挙げますと、カレーハウスCOCO老番屋の創業者の宗次さんが文化ホールを個人的に建てられて、やっておりますが、そういうことも含めて、教育ということが町長の4年間の目標というか、大きな指針でありますので、そういうことも出られるように、御嵩町の魅力を上げて一緒に進めていきたいと思っております。

以上で1問目の質問は終わります。

次に、大項目2点目の質問に移ります。この質問も後から安藤信治議員が同じような質問をされるようですが、防災士、御嵩町防災リーダーの件について質問をいたします。

皆さん御承知のとおり、御嵩町では、御嵩町防災リーダー育成のため御嵩町防災アカデミーを平成24年度より開校しており、本年も10月25日、全日程4日間の最終日だったということで、今まで100人以上の御嵩町防災リーダー、また上位資格と言えるかわかりませんが、日本防災士機構認定の防災士になっております。我々議員もほぼ全員が平成24年に受講し、防災リーダーに認定されております。

防災リーダーがたくさんできたこともあり、平成25年よりは防災リーダーが中心となって御嵩町総合防災訓練が4地区会場により実施されており、5回もの事前の打ち合わせ会議により、以前と比べればかなり充実した訓練内容になってきたと感じております。

この4日間の防災アカデミーの受講者は、受けていない人に比べれば防災意識が大変高くなり、自治会の自主防災組織の中心的役割を担い、大災害時には共助のリーダーになるものと考えております。

今までの防災リーダーになられた方の顔ぶれを見てみますと、もともと防災意識の高い方や、実際に今現在でも防災リーダーにならなくても地域や自治会で活躍されている方々ですので、まだまだ人数が少ないのではと感じております。

防災士、防災リーダー育成事業は今後も引き続きの施策になっていきますが、100人を超える方が防災士になられた今、今後のことについて、何点かお伺いします。

まず1点目に、数字の確認で大変申しわけありませんが、現在、御嵩町では防災リーダー、防災士は何人おりますでしょうか。正確な数字をお伺いします。

2点目に、私でも同じ年度に受講された方の一部しか防災リーダーの方の顔や名前もわからないのが現状であります。防災訓練のときでも同じ地区の方しかほぼ顔を合わせませんし、まして町民の方は誰が防災リーダーなのかわかりませんが、個人情報保護の観点からも氏名公表は難しいですか、お伺いします。

防災リーダー同士の横のつながり、また住民から頼られる防災リーダーの点からも、どのような公表方法があるか、お示してください。

3点目に、防災リーダーの情報は行政のほうが持っていると思いますが、地域間の人数のバランスはどのようになっていますか。地域間、また自治会間では防災意識に差がありますし、御嵩町全体にバランスよく配置できることが求められていますが、いかがですか。今後の受講を地域全体の方に進める方策等ありましたら、それを含めてお示してください。

4点目に、先ほども申しましたように、東日本大震災以降、全国的に防災リーダーの育成の重要性が高まり、平常時の住民への防災啓発や発災時の共助での活躍の期待値も大きくなっていくわけですが、リーダー相互の協力関係の構築がリーダーのフォローアップの点からも、防災行政の推進の点からも重要だと考えます。他市町村では、既に防災会と称した会が発足しているところもあり、防災訓練の運営ばかりではなく、自主防災会への応援や、防災に対し自己研さんにもグループで励んでおられるようです。

ここ3年の防災訓練など行ってきて、防災リーダーの中の、またその中のリーダーの顔ぶれも何となくわかってきたように思いますが、御嵩町において、仮称防災士会、防災リーダー会をつくる後押しをすることができないか、お伺いします。

来年度に完成する仮称防災センター、上之郷にできるわけですが、その会が中心となって防災に対する啓発や情報発信ができると、今後予想される南海トラフ巨大地震にも大きな備えになっていくと考えますが、いかがですか。

以上、よろしく申し上げます。

議長（大沢まり子君）

総務部長 寺本公行君。

総務部長（寺本公行君）

それでは、防災士、防災リーダーの有効活用について、高山議員の御質問にお答えします。

質問は4つの項目に分かれており、それぞれの項目ごとに順序立てて答弁させていただきます。

まず1点目、防災リーダー、防災士の人数でございます。

平成24年度から始まり、今年度、平成27年度で計4回、御嵩町防災アカデミーを開催しました。アカデミー修了者に対し、御嵩町防災リーダーとして認定された方は138名であります。このうち、特定非営利活動法人日本防災士機構による防災士試験に合格して認定された防災士が101名です。防災リーダー認定者数138名ですが、その後、お亡くなりになられた方、町外の学校に転任された方など16名を除き、現在、町内在住の防災リーダーは122名となります。

次に、防災リーダーの氏名公表についてお答えします。

防災アカデミーを始めた理由の1つは、災害時、地域において主体的に住民を取りまとめていく人材、防災リーダーを養成することにあります。この目的に沿えば、当然自分の自治会では防災リーダーが誰なのか、あらかじめわかっていることが重要となります。しかし、町内在住の防災リーダーは122名ありますが、リーダーになろうとした動機、きっかけ、思いは人それぞれに違っていると感じております。高山議員であれば、その氏名を全町に公表し、リーダーとしてみんなを引っ張っていける方だと思いますが、反面、自分、家族を守るために受講された方も見えるのも事実であります。この方たちの思いも尊重していくべきと考えます。

また、個人情報保護の観点からも、防災リーダー認定、即、氏名公表は厳に慎むべきものであります。

これらの相反する項目を打開するには、やはり防災リーダー一人一人に対し、同意を得た上で、自治会長などに対し氏名を公表していきたいと思っております。ただし、防災リーダーが所属する自治会のみに対して公表する地域限定での公表を考えております。

なお、災害時などにおいて、地域住民の方から見て、一目で防災リーダーとわかるようにオレンジ色の帽子、ベストを支給し、それを着用の上、活動していただくようお願いをしているところであります。

3点目、防災リーダーの地域間バランスについてお答えします。

防災リーダー122名を4地区別に見てみますと、上之郷地区19名、御嵩地区39名、中地区48名、そして伏見地区が16名となっております。今、申し上げた人数には、消防団員、役場職員、

議員が含まれており、これを除いた一般の方は、上之郷地区9名、御嵩地区30名、中地区31名、伏見地区10名の合計80名となり、実際の災害時においてはこの人数の方たちが地域での防災リーダーとしての実働部隊かなと考えております。

また、一人も防災リーダーがいない自治会もあり、その数は、上之郷地区では7自治会、御嵩地区6自治会、中地区3自治会、伏見地区10自治会であります。

いろいろ数字を述べましたが、このデータから、伏見地区が防災リーダーの数が少なく、防災リーダー不在自治会が多いのが現状であります。このように、地区単位で見るとばらつきがあることがわかります。さらに、防災リーダーが所属する自治会でも、11人が所属する自治会もあれば、1人所属の自治会もあり、各自治会の間でもかなり差がある状況です。自治会ごとにいろいろ事情が異なるかもしれませんが、やはり防災リーダーの輩出数、町防災訓練の参加状況などを見るに、自治会間での防災意識に差があることは痛切に感じています。

既に実施している全町自治会長会、自主防災会研修会議はもとより、それ以外の各種会議、各種団体に対しても、先ほど述べた自治会別防災リーダー数の客観的数値を提示しながら、アカデミー受講の呼びかけを強化していくこととします。

さらに、防災リーダーが不在の自治会に対しまして、直接自治会長に防災リーダーの輩出を引き続き行政として働きかけていくこともあわせて行いたいと思います。

同時に、口コミで勧誘するのが一番効果的な場合もあります。高山議員を初め、現防災リーダーの方たちが、知人、友人に呼びかけていただくのも一つの有効な手段だと考えています。

来年度は、防災リーダーとして、議員の皆さんが最低1人でもアカデミー受講者を勧誘していただければ、御嵩町全体に防災対策の輪が確実に広がります。ぜひ御協力をお願いするものであります。

最後、4点目、防災リーダーの組織化についてお答えします。

実は平成25年度に組織の立ち上げを模索した経緯があります。防災リーダー1・2期生をメンバーに御嵩町防災会として規約を作成し、防災リーダーに提示したままで終わってしまっています。

今回、高山議員の質問を契機に、改めて組織立ち上げを目指すこととします。この組織に参加するかどうか、さきの氏名公表とあわせて、防災リーダー一人一人の意向を把握したいと思います。

この仮称御嵩町防災会を立ち上げ、組織として各種防災対策事業を行うことができればと考えています。例えば地域の自主防災会による防災訓練、公民館など、各地区にある防災倉庫の資器材点検、町の防災訓練に組織として参画などが考えられます。また、平成26年度から始めた神戸市などの先進地視察研修も会の事業としてもいいかなと思います。さらに、防災会には、

先ほど奥村議員が一般質問されました災害時住民支え合いマップの作成にも主導的な役割を期待するものであります。

このように、組織として期待されるべきことがたくさんあります。さらに、会に参加し、行動をとるとすれば、氏名公表をせずとも、自然と防災リーダーの氏名、顔がわかり合え、連帯感が生まれることとなります。今後、組織立ち上げを進めていきますので、議員の皆様もぜひ御参加していただき、主導的な役割をお願いするものであります。

以上で答弁を終わらせていただきます。

〔5番議員挙手〕

議長（大沢まり子君）

5番 高山由行君。

5番（高山由行君）

寺本部長の明確な答弁だったので、ほぼ私の思いは100%伝わってお答えをいただきました。その中で2つほど、議員としての宿題をいただきましたので、また今年度、来年度頑張っていきたいと思っております。

地区のバランスのほうですが、やはり伏見が今数字的なことを見るにつけ少ないのかなあというのは歴然ですので、行政の方も、今答弁されたように、ぜひバランスよく防災リーダーをつくっていただきたいと思っております。

それともう1つ、公表のほうですが、その件は私自身も納得しました。いろんな思いの方がおられて、公表されたくない方もおるということで、しかし、やっぱり自治会のほうで、要支援者のほうでもなかなか個人情報の件で難しいことはわかっておりますが、お年寄りの方はやっぱりいざというときに誰かを頼りにするというのは当然のことですし、自分の自治会でこの人とこの人がなっておって、ある程度の勉強は受けておられるということがわかれば、防災リーダーの方もやりがいもありますし、また手を差し伸べられる方も名前がわかっておれば避難行動がしやすいという面もありますので、ぜひ構築していただきたいと思います。

それでは、私の一般質問をこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（大沢まり子君）

これで、高山由行君の一般質問を終わります。

続きまして、3番 伏屋光幸君。

3番（伏屋光幸君）

おはようございます。

議長のお許しが出ましたので、今回は3項目ほどについてお伺いをいたします。

まず1点目ですが、高齢者ボランティアポイント制度についてお伺いをいたします。

過去にこの議場にて、ほかの議員さんより介護支援ボランティア制度についての関連質問があったと思いますが、今回は10月26日に民生文教常任委員会視察研修にて三重県の松阪市に行っていました。この松阪市は2年ほど前より導入をされたようで、高齢者ボランティアポイント制度について、担当課及び社会福祉協会の職員より現状と課題の説明を受けてまいりました。当日は御嵩町の保険長寿課の職員の方も同席されておりましたので、今回の質問内容は省略する部分がありますので、よろしく願いをいたします。

私の率直な意見といたしまして、松阪市のこの事業は現代ニーズにマッチした施策であると思います。

当御嵩町も、町独自の高齢者ボランティアポイント制度の事業導入を検討する必要があるのではないかと考えています。

あくまでもポイント制度を導入したことが条件ではありますが、1つ、高齢者に、高齢者ボランティアに登録することで新たな人生観が誕生すると思います。1つ、ボランティア精神と自分自身の健康維持、活動時間で得る新しいいろいろな体験と出会い、新たな発見が期待できると思います。また、元気な高齢者が増加することとも思います。

松阪市では、30分1ポイント50円で、年間の上限が100ポイントで5,000円までと決められております。還元率は、その中で50から60%であるそうです。これを見ましても、還元目的の人は少ないことがわかります。

1つ、この事業に協賛される企業、店舗ができた場合ですが、また支援サービスを受ける利点が発生すれば、一層高齢者ボランティア登録者が誕生すると思います。

一般的な高齢者ボランティア活動としては、レクリエーションなどの参加指導であります。また、話し相手、お茶出し、食堂内の配膳・下膳の補助であります。行事のお手伝い、また散歩、外出、館内の異動の補助といった活動が主であると思います。

最後になりますが、一般的には介護支援ボランティア制度と言われているようですが、その年齢が65歳以上の介護支援ボランティアの方を高齢者ボランティアと言うそうです。全国でいち早く導入されたのは東京都稲城市であり、平成19年に導入をされております。平成19年9月1日から試行的に事業としてスタートされました。その翌年4月に本格実施、評価ポイントの付与を開始されております。

稲城市がこの制度について、平成26年1月に全国市町村に向けて介護支援ボランティア制度のアンケート調査を実施されました。1,742市町村のうち、970市町村から、約55.8%ということですが、回答があったそうです。調査結果は、206団体が実施済みであり、62団体が今後予定をしている市町村という結果が出たそうです。

岐阜県では、この隣接の美濃加茂市、それから笠松町、池田町が実施。今後考えておられる

市町村は可児市、白川町。このデータは26年度のデータでありますので、今年度、可児市、それから白川町はどうかされたか、ちょっと私には調べが足りませんのでわかりません。

新たにポイント制度が六、七年前からスタートしております。この導入について、御嵩町としての御意見を伺いたいのがまずは1つ目の質問であります。

2つ目としまして、名鉄旧八百津線跡地についてお伺いをいたします。

この2つ目と次の3つ目の質問は、まちづくり課、建設課に関連すると思いますが、よろしくお願いをします。

今ここで地図の添付がありませんので、私がしゃべる中で想像しながら聞いていただくことよりできませんので、よろしくお願いをします。

私は地元伏見の議員としまして、伏見地区内の現状の課題と将来性について質問をいたします。

過去に名鉄は、1998年、平成10年の11月に八百津線廃止方針を打ち出されました。2001年、平成13年10月に名鉄八百津線を廃止されました。翌年、平成14年9月に旧兼山町が八百津線跡地を購入されました。続いて、12月に八百津町が八百津線の跡地を購入されました。2003年、平成15年3月に御嵩町は八百津線跡地を約3,700万円で購入されております。

十数年経過をいたしました。現在、名鉄八百津線廃線跡地は、一部でございまして、2年前に約500メートル程度がアスファルト舗装をされ、現在、遊歩道として利用をされています。また、この遊歩道は、共和中学校生徒の通学路と、健康づくりに励む方、また若い親子の散歩道として多くの方が利用されております。私もウォーキング中の方々をよく見かけます。

私の質問の本質であります、旧八百津線廃線跡地の舗装された部分を除いた南側約150メートルと北側約800メートルが手つかずで、年1回から2回の草刈りのみであります。こんな状態がいつまで続くでしょうか。過去には、職員の方で草刈りをされていたのを見た記憶がございまして、町として、名鉄八百津線廃線跡地計画書があれば、お聞きしたいと思っております。

3つ目に入りますが、2つ目の質問と関連質問であります。ちょっと突発的なことを申し上げますが、将来に向けて、可児川河川敷道、伏見地区内野崎、平貝戸橋から高倉の渚之上橋の間、それからまた名鉄の旧八百津線廃線路をつなぐ地点に橋の新設、このことについて、御嵩町として考えがあるかを最後にお聞きいたします。

私の質問の第1条件でございまして、山田川下流の1カ所に橋の新設であります。その場所は可児川と山田川の合流地点にあります。この場所に小さな短い橋がかかれば、大きな夢が生まれることは間違いないと私は考えております。伏見の南部に流れる可児川、この可児川河川敷道は県の管理下にあるかと思っておりますが、利用を西、平貝戸橋から、東、渚之上橋まで約1.2キロにたった1つの橋がかかれば直線の遊歩道になり、両端から可児市の遊歩道ともつながり

ます。中央にも明智橋があり、ウオーキングをする方々にはいろんなコースを楽しめる可能性が出てまいります。また、旧八百津線廃線跡地ともつながり、現にウオーキング人口も増加傾向である中、新しい名所として、伏見ウオーキングロード、これは勝手に私が言っておるわけですが、町民の健康づくり、増進に大いにつながると思います。

また、南部分の名鉄旧八百津線跡地も遊歩道となれば、現在の遊歩道とつながった場合ですが、名鉄電車にて明智駅よりウオーキングにてにここ館へ最短距離になると思います。

町として、将来的な、私が述べました展開についてお聞きをしたいと思います。よろしくお願いをいたします。

議長（大沢まり子君）

民生部長 山田徹君。

民生部長（山田 徹君）

私のほうからは、伏屋議員の第1問目の御質問、高齢者ボランティアポイント制度についてお答えいたします。

この質問は、過去に平成26年9月議会で大沢現議長が、本年6月議会において安藤雅子議員が質問をされています。その際、御嵩町にあった高齢者ボランティア制度を研究していきたい。社会福祉協議会などと協議をし、御嵩町の地域特性を考慮しながら、ボランティア育成やポイント制度について、引き続き研究していくと回答させていただいております。今回、3回目の質問ということで、それだけ関心のある事業であると認識しております。

高齢者ボランティア制度は、議員御承知のとおり、ボランティア登録をしていただいた高齢者が施設等で行った介護支援等のボランティア活動に対してポイントをもらい、ポイントを還元することにより、実質的に介護保険料の支払いの一部に充てることのできるという仕組みであります。この制度は、ボランティアを受ける高齢者はもちろん、ボランティアを提供する高齢者にも社会参加を通し、みずからの介護予防の効果、活動場所の創出、健康増進や生きがいづくりにつながり、ポイント還元による介護保険料の相殺というメリットがあり、施設にとっては、スタッフ以外のお手伝いや補助をしてくれる方がふえ、レクリエーションなど、サービス業務の充実や地域への事業周知と理解促進などが期待でき、介護保険者である自治体にとっては、ボランティア人口増加による地域の支え合い活動の充実のほか、元気な高齢者がふえ、介護にかかる給付費が減少するなどが期待できるというメリットがあります。

事務方としましては、本年5月に県内での先進地である美濃加茂市へ視察に行き、特にボランティアポイントについて勉強してまいりました。美濃加茂市では、ボランティアポイントを美濃加茂市の地域通貨ミュージカードで換金するというもので、地域通貨のない御嵩町においては美濃加茂市の方式をそのまま導入するという事は難しいと判断しておりました。

先日、10月26日には、議員の皆様と三重県松阪市の高齢者ボランティアの視察をさせていただき、大変参考になったと担当から報告がありました。特にボランティアポイントの還元において、松阪市はたまったポイントに応じて現金に交換できるということで、とてもシンプルでわかりやすい仕組みで、導入しやすい事例ではあると考えておりますが、ボランティアを提供する方が将来的に介護が必要となった場合に備えて、ポイントを基金のように積み立てて、後で活用する制度など、今後、仕組みや運用について研究を重ねていきたいと思っております。介護保険制度改正において、平成30年4月までに生活支援介護予防サービスの充実ということになっており、そのためには、高齢者の社会参加も含め、地域の方々による支え合いや助け合い、ボランティアの充実が肝心と思っております。

具体的な施策で言えば、町内のボランティアをふやすこと。そのためには、ボランティアをやる人へのインセンティブを付与するという一方で、ポイント制度の導入、講演会や講座を開催して、ボランティアをやりたい人の掘り起こし、ボランティアをやりたい人と受けたい人のマッチング、相談窓口の充実ということで、ボランティアコーディネーターの配置などがあると思っております。今後、来年度の準備段階に向けての事務作業を順次進めていき、制度設計などが整いましたら、議員の皆様にも説明を行い、御意見等をお伺いすることをお願いいたしまして、私からの答弁とさせていただきます。

議長（大沢まり子君）

総務部長 寺本公行君。

総務部長（寺本公行君）

先発として民生部長の答弁を受けて、中継ぎですので、丁寧に答弁させていただいて、この後、押さえとしての建設部長の答弁につなげたいと思っておりますので、お願いいたします。

それでは、名鉄旧八百津線跡地利用計画について、伏屋議員の御質問にお答えします。

御質問の趣旨は、既に整備された全長582メートルのふれあい遊歩道も含め、さらに兼山に通じる北側部分及び可児川まで伸びる南側部分の整備予定があるのか、その計画の存在の確認であると考えます。

過去、議会一般質問において八百津線跡地に関する質問がなされ、直近では平成26年第2回定例会において、柳生議員からの一般質問に対し答弁をしております。その答弁において、伏見児童館から兼山までの約600メートルの区間については、単に路面を舗装するのみでは終わりません。のり面の整備、舗装工事による排水施設の整備などが必要と考えられ、大きな予算が必要となります。伏見児童館、伏見ふれあい遊歩道の利用状況を注視していきたいと思っておりますので、現在のところ、兼山まで舗装された遊歩道の延長整備計画は具体的にありませんと答えております。

この答弁を踏まえ、今回、伏屋議員からは、さらに南側部分にかかる整備も含めての御質問でありますので、改めて答弁させていただきます。

平成27年4月1日、伏見児童館がリニューアルオープンし、伏見にこにこ館が開館いたしました。従来の児童館にスポーツ施設を併設したことにより、子供から高齢者までさまざまな世代の皆さんが利用、交流できる施設として生まれ変わりました。従来の児童館の機能にスポーツ施設を併設したことで、幅広い世代の健康維持のための場として、筋力トレーニングマシンやランニングマシンなどが設置されております。既に運用されているみたけ健康館は40歳以上を利用対象としていますが、伏見にこにこ館では15歳以上の一般成人も利用することができ、現在もさまざまな年齢層の方が利用しています。

今回御質問のありました旧八百津線跡地の遊歩道でございますが、国道21号線南町道から伏見児童館までの約582メートルについては平成25年度予算で舗装しており、管理面では、ふるさとづくり活動センターと管理業務契約を締結、年間2回程度の除草を基本に、側溝整備や花苗植栽を行っております。

ここで、この遊歩道設置の目的に関し、基本的な考えを申し述べます。

伏見にこにこ館は主に筋力トレーニングを行う施設であり、さらに遊歩道を歩行することで足を鍛えるウォーキングコースとして位置づけているところです。にこにこ館の利用者に限定するものではありませんが、筋力トレーニングとしての無酸素運動、ウォーキングとしての有酸素運動を組み合わせることで、より有効な効果が得られることとなります。つまりにこにこ館を基点とし、さらにふれあい遊歩道と一体となった総合的な健康施設としての位置づけであります。

したがいまして、現在のところ、片道約600メートル、往復で約1,200メートルあり、ウォーキングとして利用する遊歩道としては必ずしも短くはないと考えております。また、原則として車両が乗り入れられる道路ではありませんので、安全面でも問題はないと考えております。

将来、遊歩道の延長、介護予防のための健康器具設置などの構想はありますが、伏見にこにこ館開館より8カ月余りしか経過しておりませんので、今後、利用者の方々の意見も聞きたいと考えていること、また冒頭でも述べましたように、整備にかかる費用がかさむことが予想されること、こういった状況から判断するに、現時点でふれあい遊歩道を延長整備する計画を積極的に打ち出せる状況ではないことを御理解願いたいと思います。

以上で私の答弁を終わらせていただきます。

議長（大沢まり子君）

建設部長 伊左次一郎君。

建設部長（伊左次一郎君）

では、伏屋議員の御質問にお答えさせていただきます。

私への御質問は、将来に向けて、可児川河川敷道、伏見地区野崎から高倉の間と、名鉄八百津線跡地をつなぐ地点に橋の新設等は考えられないかであります。

まちづくり課が名鉄八百津線跡地に地域住民の触れ合いと健康増進に寄与するために整備した遊歩道をさらに延伸し、可児川管理用道路と接続することにより、町民それぞれの体力に合ったウォーキングロードの整備ができ、さらに山田川に橋がかかれば、大きな夢を呼ぶとの趣旨はよく理解できるとともに、実現したい提案であることも受け取っておりますが、さきに総務部長が述べましたとおり、現在は基本的に伏見にこにこ館を中心にウォーキングコースが設定されています。

また、御質問の現地は、議員も御存じのとおり、1級河川可児川の管理用道路であり、あわせて東側は農道となっています。

建設課部門への御質問ですので、山田川については、普通河川であり、橋梁を架橋する場合の占用協議は可能であります、可児川との位置関係の調整と架橋後の維持管理主体がどこにあるのかを明確にした上で協議することとなります。

いずれにせよ、町民の健康増進と旧八百津線跡地を活用した新たな名所としてのウォーキングロード整備については、その有益性を否定するものではありませんが、町内全域の道路や河川を担当する建設課事業としては、各地域からの多くの御要望事項の中で優先順位を高くするわけにもいかず、また財源確保が困難と判断しております。

道路法上の道路を維持管理する建設課では原則として対応しかねると判断いたしますが、議員の御質問は将来に向けてということですので、今後、御嵩町として計画が進めば、建設部としてのお手伝いも考えていきたいと思っております。

以上で答弁とさせていただきます。

[3番議員挙手]

議長（大沢まり子君）

3番 伏屋光幸君。

3番（伏屋光幸君）

どうもありがとうございました。

1点目の高齢者ボランティアポイント制度について、山田部長、どうもありがとうございました。

僕は、質問で申し上げたように御嵩町独自の制度を確立していただければ結構なんで、この時代に乗っておくれないように、御嵩町もこういう制度の導入をいち早くしていただきたいと思っております。

それから、2番目、3番目のことについてですが、今、建設部長が最後に申されましたように、私自体の考えは将来に向けての考えでありまして、すぐにとということでもありません。それから、1項め、きょうの質問の総合的なこととなりますが、これから高齢者がどんどんふえていく中、健康づくり、特ににこにこ館の利用について、今の伏見児童館と一緒に新設していただいたにこにこ館、特に私、すぐ近所ではありますが、大変多くの方が利用されております。この問題のときには、私、ちょっとわかりませんでした。町長の考えというか、あれで新設していただいたということは聞いております。町のこれからの発展のために、健康づくりのほうも考えていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

以上で私の質問は終わります。

議長（大沢まり子君）

これで、伏屋光幸君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。再開は10時40分といたします。

午前10時25分 休憩

午前10時40分 再開

議長（大沢まり子君）

再開いたします。

続きまして、11番 岡本隆子さん。

質問は一問一答方式の申し出がありましたので、これを許可します。

11番（岡本隆子君）

それでは、許可をいただきましたので、本日、大きく4項目に分けての質問をさせていただきます。

1つ目でございます。ボランティアセンターのさらなる充実に向けてという点でございます。御嵩町総合戦略では、「環境のまちで元気」「ひとが元気」「しごと・経済が元気」「モノ・コトが元気」「暮らしが元気」という5つの基本目標が上げられています。その中で、やはり一番中心になるのが人であると思います。その人づくりという点に関しての質問をさせていただきます。

5つ目の暮らしが元気では、地域で安心して元気に暮らせるための環境づくりということで、支え合いの地域づくり推進事業や高齢者の経験や知識、活力を生かした地域活力の創出が上げられています。

先般、議会の視察で、先ほど伏屋議員も触れられましたように三重県松阪市にボランティアポイント制度について視察に行っていました。個人的には、美濃加茂市のボランティア団

体の取り組みについても話を伺ってまいりました。

当町においても、以前から要望のあったボランティアポイント制度の導入に向けて、今、山田部長より大変前向きな御答弁がありました。

ボランティアということに関していえば、御嵩町の社会福祉協議会にはボランティアセンター事業が展開されています。ボランティアセンターの運営、災害ボランティア講座の開講、ボランティア講座の開講、相談、ボランティア通信の発行、登録、手配、保険の加入、連絡協議会の運営などの取り組みがボランティアコーディネーターの方を中心になされています。

総合戦略に上げられているように、地域に必要な支え合い活動や高齢者の経験や知識、活力を生かしていくためにはボランティアセンターの役割が一層重要になってくるのではないかと思います。

可児市では、ホームページでボランティアセンターの取り組みを見ると、ボランティア募集、社会福祉協議会というところでは各種ボランティアを募集しています。例えば要介護になった高齢者の方の犬の散歩のボランティア募集だとか、傾聴ボランティアで、何とか団地に済む65歳の女性とお話ししていただけるボランティア募集など、いろいろな具体的な募集があります。このような募集であれば、個人であってもあいている時間に気軽にボランティアに参加でき、またそういったことが人材の発掘につながり、それが地域の活力創出につながるのではないかと思います。

ボランティア情報が集まり、ボランティア同士の交流ができ、一層活動が活発化するようなボランティアセンターの取り組みが求められています。現在の体制で大丈夫なのでしょうか。ボランティアポイント制度を導入されるとなれば、新たな人材の雇用があるわけですがけれども、例えばその仕事の枠を広げ、高齢者のボランティアは言うに及ばず、幅広く人材の活用につながるような取り組みができるのではないかと思います。ボランティアに関する今後の取り組みについての見解をお聞かせください。

1 問目、以上です。

議長（大沢まり子君）

民生部長 山田徹君。

民生部長（山田 徹君）

岡本議員のボランティアセンターのさらなる充実に向けての御質問にお答えいたします。

ボランティアという言葉を辞書で調べてみますと、志願者、篤志家、奉仕者、みずから進んで社会事業などに参加する人という意味でございます。また、ボランティア活動には4原則があると言われ、自発性、無償性、公共性、創造性とありますが、このうち無償性については、交通費などの実費弁償や一定の謝礼を受ける有償ボランティアがあり、一般的に奉仕する志が

あれば、ボランティア活動の枠組みの中に受け入れられており、その人口も増加傾向にあるようです。

御嵩町では、議員御紹介のとおり、他の市町村で多く見られるように社会福祉協議会にボランティアセンター事務局があり、コーディネーターを1名配置して、センター運営が展開されています。

ボランティアの登録状況ですが、日赤奉仕団や高齢者のふれあいサロンを運営する組織など、11団体、250人で構成するボランティア連絡協議会のほか、センターでの個別登録は、団体が23団体、297人、個人登録が40人と、合計で587人の方がボランティアとして登録されております。その主な活動内容は、団体では人形劇やバンド演奏、民謡研究会、スポーツ指導など、また個人では、託児や高齢者介護、送迎運転などがございます。

センターを通してのボランティア派遣は、平成26年度実績で、個人、団体、延べ376人が活躍されておりますが、依頼数はそれ以上で、ボランティアの活動側の人手不足や受け手側のニーズとのマッチング調整ができずにお断りする場合もあるようです。

現在、ボランティアセンターでは、年間4回発行の社協だよりの紙面1ページを利用してボランティア通信記事を掲載して、ボランティアの登録案内や研修会、講座の開催など、関係情報の発信を実施しております。

また、議員御紹介の可児市のようなリアルタイムの情報伝達については現在故障中で休止中ではありますけれども、過去に協議会のホームページでの掲載を行ってきたとのことで、今年度中に復旧させるとのことでございます。

また、ボランティア活動は、社協のセンターを介したもののみならず、公的な分野でも、まちづくりや観光、災害、防災、防犯、環境、清掃、森林、農業、保健、福祉、教育、文化、歴史など、多種多様な取り組みが行われており、行政としましても、財源的な制約はあるものの、可能な限りのサポートを継続的に実施してまいります。

今後、ボランティアセンターの活性化のため、社会福祉協議会との連携のもと、ボランティアニーズや活動状況の把握を行い、よりよい活動が自発的に、また円滑に行える環境づくりに努めてまいりますので、よろしく申し上げます。

以上で答弁を終わらせていただきます。

[11番議員挙手]

議長（大沢まり子君）

11番 岡本隆子さん。

11番（岡本隆子君）

ただいま御答弁ありがとうございました。

今後のボランティアセンターのあり方ということで、現在、残念ながら社会福祉協議会のホームページが機能しておらず、ちょっと調べることができなくて、前の古いほうの資料をいただいたんですけども、今後、そういったボランティア情報を発信していくことだとか、それから、先ほど言われましたように、受け手側、それから活動側が両方とも不足していたり、受け手として受け皿が整っていなかったり、そういう状況がある中で、今後、情報交換の場であったり、それから交流の場であったり、ボランティア同士が交流できたり、情報交換できるような場というものが必要ではないかと考えております。

現在の社会福祉協議会でボランティアセンターとしていろいろ活動していただいているわけですが、非常に手狭であるということも考えると、このままでいいのかなあという思いがいたします。

先ほどの伏屋議員の答弁の中にも、今後、支え合いボランティアのインセンティブを高める、受けた人とやりたい人のマッチング、それからボランティア講座、そういったことを進めていこうと思うと、もう少し充実した場所だとか、人的配置が必要になってくると思いますけれども、そういったことについてはどうお考えでしょうか。

議長（大沢まり子君）

民生部長 山田徹君。

民生部長（山田 徹君）

ただいまの岡本議員の再質問についてお答えいたします。

今の現状のままでこのままいくということは考えておりませんので、今後、先ほど申しましたように、社会福祉協議会さんとの協議の中で充実に向けて協議を行っていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

[11番議員挙手]

議長（大沢まり子君）

11番 岡本隆子さん。

11番（岡本隆子君）

それは今後、場所の移転も含めて、ボランティアセンターを新たに別なところにつくるということも含めての御見解でしょうか。最後の質問です。

議長（大沢まり子君）

民生部長 山田徹君。

民生部長（山田 徹君）

場所が手狭であるということにつきましては、事務方としましても、そのあたり正式には伺っておりませんが、およそのお話としましては伺っております。今後、いろいろな展開

があるかと思えますけれども、そのあたりも含めまして今後の協議を行っていきたくと思いますので、よろしくお願ひします。

[11番議員挙手]

議長（大沢まり子君）

11番 岡本隆子さん。

11番（岡本隆子君）

ありがとうございました。

それでは、2番目の質問に移らせていただきます。

2番目の質問に移らせていただく前に、先般行われました願興寺秘仏御開帳では御嵩小学校の6年生の皆さんが拝観されたと伺っております、まさにこれぞふるさと教育であるとうれしく思いました。

なお、この御開帳には4,500名を超える方々が、遠く東京、広島、本当に遠方からも大勢拝観されたということをお伺いしておりますが、この反響の大きさに改めて可児大寺山願興寺の持つ力、御嵩町の宝であるということをお、改めて本当に再認識をした次第でございます。

前置きはさておきまして、ふるさと教育について入らせていただきます。

岐阜県では、子供たちが地域に暮らすさまざまな人たちとのかかわり合いを深めながら、身近にある自然、歴史、文化、産業などについて学び、未来に引き継いでいくふるさと教育にとっても力を入れて取り組んでいます。例えば岐阜県ふるさと教育週間「みんなで学び みんなで語ろう 私たちのふるさと」だとか、岐阜県ふるさと教育表彰、それから岐阜ふるさとを学ぶ日、あるいはふるさと教育フェスタ2015の開催等の具体的な取り組みがなされています。

ふるさと教育表彰では、御嵩小学校は平成24年、25年度に表彰されたと伺っております。御嵩小学校が表彰されたことからもうかがえますけれども、御嵩町では、御嵩町の歴史や文化を子供のころから理解し、誇りに思えるような教育により、町への愛着を醸成するような取り組みをなされていると思います。

総合戦略の「ひとが元気」では、教育を施策の中心に置き、魅力ある教育環境と、住みやすく、働きやすい教育の両面を整備することで、子育て世代に選ばれるまちづくりを進めますとあります。子供にとっての住み続けたい町、帰ってきたい町を目指すとあります。学力だけでなく、覚えたことを使える力が身につき、地元で能力を発揮できる企業があることも小学生のうちから子供たちに伝えていけたらよいと思います。

例えば町内には、下町ロケットをそのままモデルにしたような国産初のジェット機MR Jや、ロケット部品をつくっている製作所がありますし、幹部を御嵩町民から雇用してもよいという企業があるというお話も町長も前から言われていたように記憶しています。

どういう人がいて、どういう産業があつて、どういう可能性があるのか、御嵩町民も余り知りません。産業界、学校、御嵩町が連携して人づくりに取り組み、子供たちにそれを伝えていけたらよいと思っております。

生涯学習課には人材バンク制度があります。これは平成15年に設置され、19年、23年に更新されているとお聞きしておりますが、その後、更新はされていません。現在、文化部門26名、スポーツ部門6名の方が登録されていらっしゃる。退職者がふえ、技術や経験の豊富な方が町内には多くいらっしゃいます。町内の企業や産業部門にもこの人材バンクの枠を広げ、ふるさと教育にもつなげていくため、そういう方々の技術や経験を地域に還元していただけるような制度となるといいと思います。

残念ながら、この人材バンク制度ですけれども、現在は更新をされておらず、また広く人材を募集するというようなことで町民にも知らされていません。せっかく今ある制度なので、人材バンク制度を町民に知らせ、登録者を募り、町内のあらゆる分野で活躍していただけたらと思います。人材バンク制度の活用も含め、ふるさと教育に対する教育長の見解と、住み続けたい町、帰ってきたい町を目指すための今後の取り組みの展望をお聞かせください。教育長、よろしく願いいたします。

議長（大沢まり子君）

教育長 高木俊朗君。

教育長（高木俊朗君）

皆様、おはようございます。

岡本議員の御質問、ふるさと教育についてお答えいたします。

初めに、岐阜県の取り組みについて確認いたします。

岐阜県では、地域に暮らすさまざまな人々とのかかわりを深めながら、身近にある地域の自然、歴史、文化、産業等について学ぶふるさと教育の取り組みを推進し、ふるさと岐阜への誇りと愛着を育む教育の充実に努めております。そして、すぐれた実践校を表彰することにより、普及・啓発を行っています。

平成24年度の岐阜県ふるさと教育表彰では、御嵩小学校が交通環境学習にて奨励賞を受賞しました。また、平成25年度の岐阜県ふるさと教育表彰では、上之郷中学校が舳五山茶園活動にて奨励賞を受賞しています。また、上之郷小学校が防災教育の取り組みでふるさと教育実践校認定証を授与されています。御嵩町のふるさと教育の取り組みは大きな成果を上げていると思っております。

それでは、最初の御質問、人材バンク制度の活用も含め、ふるさと教育に対する教育長の見解についてお答えいたします。

御嵩町のふるさと教育は、平成11年度スタートのふるさとふれあい夢づくり事業によりまして本格的に始まりました。本年度で17年目となるものです。この事業の趣旨や取り組みをさらに継続、発展させていくことが最も重要だと考えております。子供たちが笑顔いっぱいになっていくためには、地域での生活を豊かにし、地域の人たちとの交流を深め、学んでいくことが本当に大切です。

そこで、各学校では、地域に生きる多くの人たちと触れ合う体験活動を教科学習や総合的な学習の時間など積極的に取り入れ、継続的、計画的に実践しております。例えば御嵩小学校では、ふるさと御嵩とともに高まる児童を目指してというテーマに、次の3つの活動に取り組んでいます。1つ目は自然と環境です。ふるさとの自然に対する認識を深め、環境保全や改善に取り組み、ふるさと御嵩を愛する心を育てる取り組みです。2つ目は人と暮らしです。ふるさとの暮らしを支える人々に触れ、ふるさとのよさに気づくとともに、産業等に対する認識を深める取り組みです。3つ目は人権と福祉です。ふるさとに生きる人々との触れ合いを通して、思いやりの心を育て、ボランティア等、主体的に行動する力を育てる取り組みです。

また、向陽中学校では、地域で学び、地域に貢献できる生徒の育成をテーマに、環境、職業、福祉、ボランティア等の活動に取り組んでいます。10月の初旬には、御嵩町や近郊にある37の事業所において2年生が職場体験を行いました。みずからの将来を真剣に考え、興味ある職種の仕事所を生徒一人一人選択いたしました。事前に丁寧な挨拶文を作成したり、丁寧な言葉遣いや電話対応の仕方を学習したりして、当日を迎えております。御協力いただいた事業所の方々からは、「素直な姿勢で話を聞き、フットワークもよかったですよ」「仕事で一番大切な笑顔が自然に出せたことがよかったですよ」などとお褒めのお言葉を多数いただいております。職場体験を通して、働くことの楽しさと同時に、その厳しさや価値も実感することができています。

こうした体験活動の積み重ねによって、子供たちが地域を身近に感じ、地域の人たちとの交流を深め、親しみを感じながら学び、ふるさと御嵩に誇りと愛着を持ち、自分自身の夢を育んでいってほしいと思っております。

教育委員会は平成15年3月に人材バンク登録者について整備いたしました。これは、町民みずから地域活動を通じて、みずから学ぶことが多くなったこと。そして、平成14年度から学校完全週5日制の実施となり、子供たちが休日を家庭や地域で過ごす時間が大変多くなり、地域活動の重要性が高まってきたこと。こうした状況の中、公民館活動や学校教育活動、スポーツ・文化活動、ボランティア活動など、さまざまな分野での指導者となる方の必要性が高まってきたからであります。

人材バンク登録者は、平成15年に整備して以来、平成19年、そして平成23年と4年ごとに改

定しておりますので、本年度改定いたします。各公民館や学校では人材バンク登録者を活用するとともに、それぞれの団体は独自にみずから開拓し、多くの地域の方々に御指導いただいております。本年度、今回の改定では、生涯学習課と学校教育課共同で人材を再確認し、再募集し、開拓し、整備していきたいと思っております。

また、御指摘のように、町内の企業や産業部門についてもきちっと一覧表を作成し、工場見学や職場体験がそれによって活用できるようにしていきたいと思っております。

次に、2つ目の質問、住み続けたい町、帰ってきたい町を目指すための今後の取り組みについてお話しいたします。

笑顔を大切にしている教育委員会としては、住み続けたい町、帰ってきたい町の基本は、日本一子供が幸せな町をつくることでもあります。そのために、次の5点について大切に組み込んでいきたいと思っています。

1点目は、子供の笑顔づくり条例の指導、徹底です。人権の町として、子供の笑顔づくり条例の指導を徹底し、いじめのない、思いやりのある、楽しい学校を目指していきます。そして、笑顔づくり標語、笑顔づくり子供サミット、笑顔づくり推進校学校表彰を行い、御嵩町の小・中学校に入ると笑顔になるよと言われるように努めていきます。

2つ目は、御嵩町学力向上推進事業の推進です。町民皆さんの力で学力を向上させるために、情報公開を基盤として、事業改善や幼・保・小・中・高の連携、家庭・地域との連携、児童・生徒の自治活動の推進等に取り組んでいきます。町指定の研究交流会では先生全員が参加しておりますし、本年度は県教育委員会の小学校からの教科専門性向上新システム開発事業の研究指定校の発表と兼ねて実施いたしました。御嵩町の小・中学校へ入ると今までより学力が向上するよと言われるように努めていきます。

3点目は、歯と口の健康づくり等の推進です。歯と口の健康づくりは全身の健康を保持し、増進することから、学校歯科保健活動に力を入れています。各小学校は、文部科学省大臣賞や県1位等を受賞するほどのレベルです。また、体力づくりの取り組みも盛んです。御嵩町の小・中学校へ入ると歯がよくなり、運動もできて、健康になるよと言われるように努めていきます。

4点目は、地域とともにある学校づくりの推進です。保護者や地域住民が学校運営に参加する学校運営協議会を設置し、地域の力を学校運営に生かし、地域とともにある学校づくりを目指していきます。今年度は上之郷小学校に設置いたしました。御嵩町の小・中学校へ入ると、学校と保護者、地域の皆さんが同じ目標に向かって一緒になって子供たちを育てているよ、地域のきずなも一層深まるよと言われるように努めていきます。

最後、5点目は、先ほど触れましたふるさとふれあい夢づくり事業の推進であります。ふる

さとふれあい夢づくり事業で、地域の教育力を生かし、子供たちに生きる力をさらに身につけさせていきたいと思います。人材バンクを充実させ、町内の企業や産業部門についても活用できるようにしていきます。御嵩町の小・中学校に入ると地域の皆さんが子供たちに生きる力をつけさせようと一生懸命だよと言われるように努めていきたいと思います。

以上、日本一子供が幸せなまち御嵩町を目指して、みんなで考え、知恵を出し、汗を流して、取り組んでいきます。御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

以上でふるさと教育についての答弁を終わらせていただきます。

[11番議員挙手]

議長（大沢まり子君）

11番 岡本隆子さん。

11番（岡本隆子君）

教育長の大変熱意にあふれる御答弁をありがとうございました。

ふるさと笑顔づくり条例は来週また表彰式があるということで、本当に熱心に取り組んでいただいていると思っております。

今回、教育についてといいますか、ふるさと教育についてということがテーマなので、ほかにもお聞きしたいことはございますが、また別の機会にということで、今回はこのふるさとということにつきまして、先ほどの人材バンクということについて大変前向きな御答弁をいただきました。企業や産業部門にも活用できるようにということで、とてもこれからの人材バンク、期待できるものと期待をしております。

その中で、1点要望といいますか、人材バンクはなかなか更新しづらいということの一つに、今ある人材の中からだと大体人がわかっているのですが、この部門ならこの先生というふうで紹介しやすいということをお聞きしておりますけれども、すぐに講師ということではなくても、幅広く人材を募って、何か始めたいとき、こんなことをやりたいというときには、最初相談に乗ってもらいながら、それで何度か話をするうちに、次は講師としてどうでしょうというような、そんな形もありかなということで、今後、人材バンクのあり方については、企業や産業部門にも広げ、そして、何よりも生涯学習課と学校教育課が一緒になって取り組んでいってくださるという中で、いろいろさらによいものとなるようよろしく御検討をお願いいたしまして、このふるさと教育についての質問を終わりたいと思います。

3点目、ホームページのあり方についてでございます。

御嵩町のホームページですけれども、以前と比べるととてもよくなったということは大変皆さんからお聞きしておりますが、さらによりよい充実をということで今回の質問をさせていただきますので、お願いいたします。

やはりホームページを利用しているいろんなことを検索される方は本当にたくさん今の時代いらっしゃると思います。そういう中で、まだ検索しづらい、出てこないという声を耳にします。例えば、これは例えばですが、公民館情報です。御嵩町公民館で入力しても各公民館情報が出てきません。例えば可児市ですと、可児市公民館というふうに入力すると各公民館がずらっと出てきて、そこから見たい公民館をクリックすると公民館活動情報やいろんな情報が出てきます。その中から自分の欲しい情報を選択してクリックすると、もっと深い情報が得られるということになっています。

また、御嵩町では公民館だよりは各公民館で発行されています。その公民館だより、地域のいろんな人を紹介したり、とても内容のある公民館だよりだと思いますけれども、残念ながら他地区の人がこの公民館だよりを見ることができません。また、その同好会や公民館独自の講座情報も得られないというのが現状だと思います。

ほかにも、今後のイベントの情報というところですが、この原稿を出す11月25日現在で見ますと、イベント情報としては、12月6日開催のノルディックウォーキング、11月29日開催の家族でチャレンジスポーツ開催、12月5日開催のふれあい人権映画開催のお知らせの3つが掲載されていましたが、11月29日開催の町制施行60周年記念式典や記念講演の内容はそのページでは得ることができませんでした。

町民が本当に知りたいと思う情報が得られない。コンテンツが不足しており、ハイパーリンクができないので深い情報が得られない。表面的であるという点で、町民が知りたい情報が得られないホームページではないかというふうに感じています。町民の見る立場に立ったホームページのあり方をぜひ検討していただきたいと思いますが、この点についていかがでしょうか。よろしく御答弁をお願いいたします。

議長（大沢まり子君）

総務部長 寺本公行君。

総務部長（寺本公行君）

それでは、町民の立場に立ったホームページのあり方と題し、検索しやすいホームページ開始を求めるといった岡本議員の御質問にお答えします。

岡本議員が言われるとおり、以前のホームページは担当課ごとで情報担当者を定め、その課の担当者が課専用のホームページをつくっていました。配置した職員のパソコン知識に依存するところが多く、ホームページ作成スキルにばらつきがあり、情報表示の仕方や情報内容のレベルがまちまちであったため、ホームページの改良を望む声を多くいただいていたのは事実です。

これを解決するために、どの職員でも簡単にホームページに情報掲載できるよう、ワード感

覚で情報をアップできるシステム構成に変更するとともに、サイトのコンテンツも分野別に閲覧できるようにまとめ、改良に取り組んだ経緯があります。

しかし、これら情報通信技術の世界は日進月歩どころではなく、秒単位、分単位の勢いで情報ツールは常に進化しています。

九州のある自治体では、市のホームページをやめ、全てフェイスブックのみに変更したところ、常に最新の情報を発信することで、従来、月5万件の閲覧が3カ月で1,000万件の閲覧と飛躍的に数を伸ばした事例があります。ただし、その後、ホームページも復活し、併用運用しているとのことでもあります。このように、それぞれの自治体でさまざまな試行錯誤を繰り返しています。

御嵩町も、ホームページだけでなく、スマートフォンの普及に合わせて、高い年齢層だけでなく、幅広い世代に利用されるフェイスブックと、若い世代が気軽なツールとして活用しているツイッター、LINEなど、各種ツールを使って情報発信に努めてまいりました。このほかにも、岐阜県で初となるLINEスタンプの販売、ごみ出しアプリの活用など、周辺自治体にもないものも先駆的に実施しており、こうした町の取り組みは他の自治体からも注目を集め、実際幾度となく行政視察を受け入れているほどです。

今の時代、情報ツールも住民ニーズも千差万別です。全ての要求に対応することはかなり困難であることを御理解していただきたいと思います。

実際、自治体サイトランキング上位の自治体であっても、公民館の情報が可児市のように出ているわけではありません。さらに、定員適正化計画に基づき出先機関の正職員を減らしてきたこともあり、可児市のように正職員を配置していない状況では、求められるニーズに対応することは困難であります。

御嵩町のホームページは作成過程で2段のコンテンツに分類しており、今でも情報担当に申し出て、新しいコンテンツを追加することはできますが、現在のシステム上、可児市と同様な表示は難しいと考えています。それでも、できる範囲内で情報発信には努めていきたいと考えております。

今年度、地方創生事業で、移住交流、子育て応援ポータルサイトを立ち上げていきます。この事業を進める中で、あわせて町のホームページのあり方も模索していきます。ただし、ニーズに対応した整備を行うにはコストもかかります。そこも含めて御理解いただきたいと思えます。

以上で答弁を終わらせていただきます。

[11番議員挙手]

議長（大沢まり子君）

11番 岡本隆子さん。

11番（岡本隆子君）

寺本部長、御答弁ありがとうございました。

御嵩町は、フェイスブック、ツイッター、LINEもやっているということで、私も見させていただいておりますけれども、それはとても今の情報が流れるということで、情報発信ということではとてもよいと思っています。でも、やはり基本はホームページであります。先ほどの公民館の件ですけれども、これは職員が出先機関なのということですが、これもそういう仕組みがあれば、今のところ、それぞれの公民館ごとに公民館だよりを載せたり、そういう仕組みには今のところなっていないと思いますが、そういうことができれば、今いらっしゃる職員でも可能なことが幾つかあるのではないかと思いますので、単に職員が少ないとか、そういうことではなくて、やれること、できることをやっていただけたらと考えています。

それからもう1点、再質問ということで、なかなか町民の要望というのは千差万別で、一つ一つの思いには応えられないということですが、これまで何かの形で、町民がどういう情報を欲しいと思っているのかというようなことで、何か調査されたり、そういうことをされたことはありますか。

議長（大沢まり子君）

総務部長 寺本公行君。

総務部長（寺本公行君）

統計立ててそういう調査はしておりません。その都度、いろんな指摘、要望等は承っているという状況でございます。なお、つけ加えさせていただきますけれども、いろいろと職員の配置の関係、予算の関係、つらつら申し述べましたけれども、基本的には情報発信するものとして、ホームページは大変有効なものと考えております。よって、住民目線に立って改良していくべきものは今後も変えていく。できるものから変えていくという基本スタンスは変わっておりませんので、よく御理解をしていただきたくというふうに思います。以上です。

[11番議員挙手]

議長（大沢まり子君）

11番 岡本隆子さん。

11番（岡本隆子君）

町民目線に立ったホームページのあり方ということで、今後もそのような目線で進めていただけるということで、この質問に関する質問を終わります。

最後の質問に入ります。

汚水未普及地域解消に向けてということで、お願いをいたします。

御嵩町では平成2年から公共下水道事業に着手をしております。たしか平成7年前後ですけれども、これから御嵩町も下水道が整備されるということで、まだ議員になる前ですけれども、町政バスで各務原の汚水処理場の見学に行ったということが思い出されます。

これは、以前いただきました御嵩町下水道中期ビジョンというものです。計画期間が平成27年から平成36年度というもので、これによると、ここ数年は規模を縮小して事業が進められてきたが、今後は施設の老朽化に対する投資が必要となり、さらに雨水対策事業にも着手することになり、今以上に下水道事業が厳しくなることが予想される。一方、国の施策である汚水未普及地域の解消については、合併浄化槽等の連携による効率的な整備手法での10年以内の汚水処理概成が求められています。当町においても、限られた財源の中で住民の理解を得ながら事業を進めるために、今後10年間で重点的に実施する具体的施策の優先順位や各種施設の必要性を明確にすることが中期ビジョン策定の目的であるということが述べられています。

平成26年1月に未整備地区に住む方々へのアンケートがとられており、それはここの中にも書かれておるわけですけれども、その中で、約80%が水質保全のために下水道整備や合併浄化槽の設置が必要であると答えています。一方、下水道も合併浄化槽もともに予定がないとしている27世帯、13%の方が汚水処理を実施できない理由として、経済的理由、高齢者世帯であるためという理由が挙げられています。自由意見では、費用負担に関する意見が多いように思われます。合併浄化槽に手厚い補助金を望む声や二重投資に対する配慮を求める声があります。整備については、いつごろ整備されるのか。資金の予定があるので早く知らせてほしいという声も目につきます。

当初の計画では整備面積は935ヘクタールでしたが、費用比較検討により、合併処理浄化槽が有効となった地区を除外した場合、883ヘクタールが想定をされています。

そこで、質問に入りますけれども、このビジョンの計画期間は平成27年度から36年度となっています。アンケートの意見でもあるように、いつごろ整備されるのか、準備があるので早く知りたい。そして、知りたい情報がとても少なく不安だという声が多いです。少しでも早く情報を出すべきではありませんか。下水道整備計画区域から除外される可能性のある地区への通知はいつごろなされる予定ですかというのが1問目です。

2問目として、除外された地区への合併処理浄化槽の設置補助金の上乗せはできませんか。

3番目として、整備区域内についても、効率が悪いところは合併浄化槽の補助金が出せるような制度を整えることができませんか。

4番目として、平成25年度末時点における岐阜県の平均汚水処理普及率89.8%で、全国平均とほぼ同等の普及率です。ところが、本町の汚水処理普及率82.3%は県下平均を下回っており、木曾川右岸流域関連市町で比べると最下位に位置しています。現在、本町の17.7%の人は汚水

未処理とされる単独浄化槽、もしくはくみ取りの状況にあるということです。汚水処理普及促進として、個別の相談会の場を持つことや、積極的に個別にアドバイスを行うなどの手だてについて、どのようにお考えであるのか、お聞きしたいです。

以上、4点に分けてお尋ねをしますので、よろしく願いいたします。

議長（大沢まり子君）

建設部長 伊左次一郎君。

建設部長（伊左次一郎君）

では、岡本議員の御質問にお答えをさせていただきます。

御質問は、汚水未普及地域解消に向けてと題され、4点の御質問であります。

御質問にお答えする前に、少し本町の下水道整備について御説明をさせていただきます。

御存じのとおり、木曾川右岸流域下水道は、昭和46年の調査による木曾川及び長良川流域別下水道総合計画に基づき、当初、岐阜市、各務原市等の4市9町を対象に計画され、昭和49年の都市計画決定の後、昭和52年には下水道法及び都市計画法の事業認可を取得。昭和55年から幹線管渠工事に着手し、さらに昭和59年には浄化センターの建設工事に着手。平成3年4月より日最大9,000立方メートルの処理能力にて供用を開始し、現在では4市6町を対象に日最大21万4,414立方メートルの処理能力となっています。

流域関連下水道は、下流から上流へと管渠を整備し、接続可能となった市町から利用が可能となったことは言うまでもありませんが、本町はこの最上流であり、めどの立った平成2年度から管渠整備に着手、平成8年度より伏見の一部から供用を開始し、現在に至っております。

日本の経済がバブル期に下水道整備がそのほとんどを完了することのできた市町と、バブル崩壊後に本格的な整備を進めなければならない本町とでは事情が大変異なる状況があったと言えます。言い換えれば、本町の下水道整備が遅いのではなく、経済事情からその整備ペースを落とさざるを得ない状況であったこと。さらに、下水道法による接続についても、速やかに接続しなければならないとの規定がありますが、経済背景と少子・高齢化社会による人口減少が避けられない状況も相まって、御利用いただく町民の中にもトイレやお風呂、台所と、リフォームさながらの投資が必要となり、御高齢により資金準備がなかなか困難との声も多く聞かれることは議員も御存じのとおりです。本町の整備工事は、町にとっても町民にとってもこれからという時期に運悪くバブルの崩壊を迎えたということです。

このような中、以前より国土交通省中部地方整備局では、下水道整備の基本方針を示す中部地域の下水道ビジョンを、中部地方におけるこれからの下水道の整備管理のあり方やその目標を明確にするなど、下水道整備の基本的な考え方を示すとともに、地域にわかりやすい行政を目指すことを目的として、平成16年度に策定以来、数度の改定の後、4県3政令市の自治体と

中部地方整備局が共同し、専門家や住民の意向を尊重しながら、現在の中部地方下水道中期ビジョンを平成21年8月に策定。これを参考に各市町村が策定する下水道中期ビジョンに期待を寄せたものであり、またこれ以前の平成7年12月19日付にて汚水処理施設を所管する当時の建設省、農林水産省、厚生省が連名で、汚水処理施設整備に関する基本構想の基本指針についてとして都道府県に通知した3省通知を皮切りに、第2回通知を平成14年12月に、第3回通知を平成19年9月に、第4回通知を平成26年1月に、持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想の見直しについての通知が出され、都道府県構想の平成26年度以降の早急な見直しが求められたことを受け、岐阜県においても、清流の国推進部、環境生活部、農政部、都市建築部の4部担当課長より、仮称岐阜県汚水処理施設整備構想を策定するための基本方針案を本年11月に提示され、この中で、本年より10年後の平成37年度末時点における県全体の汚水処理人口普及率を95%以上とする目標を掲げるに至り、各市町村において、平成25年度末に対して未普及人口の半減かつ汚水処理人口普及率90%以上を中期目標とすることが確実となってまいりました。

これが、大まかではありますが背景となっており、さきに述べましたとおり、下水道整備のペースを落とさざるを得なかった本町はこれに危機感を抱き、流域関連市町10市町に先立ち、御嵩町下水道中期ビジョン案の策定を進めてきたものであります。

背景の御説明が長くなりましたので、御質問の4点の回答はできる限り簡潔・明瞭にさせていただきます。

1点目の、計画区域から除外される可能性のある地域への通知はいつごろされるのかにつきましては、岐阜県が各市町の構想を吸い上げ、県の基本構想を取りまとめ、パブリックコメントの後、県議会の議決を経た後の公表となる予定ですので、正式には平成29年度後半となります。しかし、この事態をターニングポイントと捉え、本町につきましては、町の案として、本来対象となる地域であっても整備ができなくなることを丁寧に説明する作業を直ちに進める必要があると認識し、準備に取りかかっています。

2点目の、除外された区域への合併浄化槽の設置補助金の上乗せはできないかにつきましては、他の市町村の状況も既に把握をしておりますが、公共下水道整備区域の住民には受益者負担金を賦課してきた経緯を踏まえた正当性のある範囲でのかさ上げの検討に入る所存ではありますが、実態的には、公共下水道に対する受益者負担金と必要な処理人槽の合併処理浄化槽の自己負担分には大きな乖離はないものと判断しております。

3点目の、整備区域内についても効率の悪いところは合併浄化槽の補助金が出せるような制度は整えられないかにつきましては、他の市町村でも実際に合併処理浄化槽でお願いしている状況も踏まえ、未整備であれば、下水道法や浄化槽法の法律から外れない範囲での7年ルール

の適用を検討していくほかありません。

4点目の、単独浄化槽、くみ取り宅へ汚水処理普及促進の手だてにはつきましては、公共下水道に接続、あるいは合併処理浄化槽についての御案内を各戸に配付するなどの啓発活動を展開していきます。

以上、4点について御回答をさせていただきましたが、公共下水道の整備については、既に終わりが始まっていると言わざるを得ません。私自身、どこかでこれ以上は整備できませんと線引きをしなければならないと考えております。そうしないと、下水道も来なければ、合併処理浄化槽の補助金も受けられないなど、住民が不利益をこうむる結果となってしまいます。今後は平成29年度の県公表前に本町の線引きをすべきと考えておりますが、現段階では、この機会を本町の下水道の見直しの絶好の機会ではと感じる一方、住民の皆様が下水道行政に期待を寄せておられる中、大変重要な決断を要し、責任を伴うことなどを考えますと、どうにもこれ以上イメージが湧きません。

今後、行政として、県や担当課との協議、検討を進めてまいります。岡本議員についても、議会としての決意ある御提案をお願いしたいと存じます。

以上で回答とさせていただきます。

[11番議員挙手]

議長（大沢まり子君）

11番 岡本隆子さん。

11番（岡本隆子君）

御答弁ありがとうございました。

大変苦しい胸のうちを聞かせていただきまして、下水道に関して、行政に期待していらっしゃる皆さんに対しては本当にこれからどういうふうにしていくかというのは大きな課題であると思いますが、1点目の、町の案として、直ちに説明をしていきたいという御答弁だったんですけども、これは平成29年度後半に公開ということなんですが、実際これはホームページといますか、ネットでもう出ているわけですね。ここには「案」は書いてないですけど、「案」という文字が入った段階で、もうこれを町民の人たちはみんな見ているわけです。こういう段階で、ここの中でもうここで打ち切るぞというような話が出てくる。そういうことをもう情報として住民の方はもう知っている状況なので、説明を直ちに進めるということなんですけれども、もちろん期待がある中で説明されるのは大変かと思いますが、この直ちにとというのはいつぐらいのことをイメージしていらっしゃるのか、もう一度お願いできますか。

議長（大沢まり子君）

建設部長 伊左次一郎君。

建設部長（伊左次一郎君）

直ちに進めるべき、すぐにも進めるということでございますけれども、今、その後に申しましたように準備にかかっておりますので、その準備ができ次第、できれば年明けぐらいからはある程度は地元のほうへお願いに入っていけるかなあというふうな準備ができればと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（大沢まり子君）

それでは、ここで岡本隆子さんの質問、制限時間となりましたので、これで岡本隆子さんの一般質問を終わります。

11番（岡本隆子君）

ありがとうございました。これで質問を終わります。

議長（大沢まり子君）

続きまして、10番 加藤保郎君。

10番（加藤保郎君）

議長のお許しをいただきましたので、さきに通告いたしました一般介護予防事業について発言をさせていただきます。

また、本日は同様の質問が多数なされましたが、私は高齢者福祉計画、介護保険事業計画6期について基本的に質問させていただきますので、よろしくお願いします。

高齢者福祉計画、介護保険事業計画の事業につきましては、大沢議員、高山議員、安藤雅子議員が以前に一般質問をされております。

今回、先ほど来、話がありますが、我々、民生文教常任委員会は10月26日に三重県松阪市を訪問し、松阪市における第6次高齢者保健福祉計画、第5期介護保険事業計画の基本目標の1つである介護予防の推進で高齢者の社会参加の促進による介護予防の推進、介護ボランティアポイント制度の導入が上げられ、平成24年中に準備を進め、平成25年1月から事業を開始した高齢者ボランティアポイント制度について、視察研修を本町担当課職員とともに行ってまいりました。

松阪市においては、介護保険料が三重県下第2位と高い状況の中で、保険料軽減に向けて、介護予防の推進のために、1次予防事業対象者施設事業として、介護予防の啓発、介護予防教室の開催、自主グループ支援、宅老所、サロン活動への支援、地域介護予防活動支援、介護予防生き生きサポーター、また松阪元気アップリーダーの養成、活動支援などの事業を進めております。さらに2次予防事業対象者施設事業として、通所型介護予防教室を包括支援センターや介護事業所等に委託し、開催されております。

本町においても、介護保険料、介護予防事業の推進は大きな課題と考えております。高齢者

福祉計画、介護保険事業計画6期の中の文章を引用させていただくと、高齢者ができるだけ長く健康で生き生きと暮らせるよう介護予防を推進するとともに、高齢者が持てる能力を地域のため最大限に生かせる場を整えていくことが重要であるとあります。

また、基本理念の「みんなでつくろう、安心と支え合いのまち」を前期計画から継承しております。医療介護総合確保推進法により介護保険法が改正され、地域支援事業の見直しが行われ、平成29年4月までに介護予防、日常生活支援総合事業が開始されることとなっております。

そこで、質問ですが、今後の事業展開としての準備期間における5つの項目が計画書32ページに記載されております。

①として、要支援認定者を中心とした介護保険者及び家族に対する意識啓発、2つ目、サービスの単価、請求方法、利用者負担の設定、3つ目として、現行の高齢者保健福祉事業の再構築、4つとして、現行の介護予防訪問介護事業者及び介護予防通所介護事業者との協議（指定等）、5番目として、生活支援コーディネーターとの協議体の設置とあります。

平成29年4月から開始としているこれら準備項目ではありますが、現状では準備の期間は今後少ないと考えております。これら5項目に対する進捗状況について、端的にお答えいただければありがたいと思っております。

続いて、介護予防関連施策は、介護予防と健康づくり、トレーニング機器を用いた予防訓練のみたけ健康館、伏見にこにこ館、生きがい活動拠点あつと訪夢、ふらっとハウス、また老人憩いの家で各施設の機能を生かして事業の展開が御嵩町としてなされております。また、介護予防体操「夢いろ体操」のMTK48による普及、それから子育て支援施設におけるボランティア活動など、多くの方面での事業活動がなされており、介護予防には一つの成果も見られるところではありますが、今後の介護給付費や介護認定者の増加傾向に伴って介護保険料の値上げが懸念される場所ではあります。一般介護予防事業は、介護予防把握事業、介護予防普及啓発事業、地域介護予防活動事業、一般介護予防事業評価事業、地域リハビリテーション活動支援事業で構成されております。今回は、特に施策展開のうち、生きがいづくりの推進について質問をさせていただきます。

生きがいづくりの推進ではシルバー人材センターの活性化が掲げられております。計画書では、シルバー人材センターについて、高齢者の多様な価値観に対応できる魅力的で社会貢献度の高い活動、特技・技能を生かした活動を展開するよう、情報提供の支援を行っていくとともに、訪問型サービスの担い手としての協力を求めていくとの記載があります。

平成25年度には20周年を迎えたシルバー人材センターの現状について、昨年7月に議会議員とシルバー人材センター役員との懇談会を実施、その後、11月14日付で理事長名をもって御嵩町長宛て要望書が提出されております。

シルバー人材センター事業の総量の減少傾向や会員の高齢化などの諸問題が山積する中での介護予防事業に向けた共同事業者となつていただきますので、ぜひともシルバー人材センターの実情を理解し、支援や指導、援助にも一定の配慮をお願いするものであります。また、訪問型サービスの担い手ということであれば、人的や予算的にも事前に手当てが必要になると思っております。

そこで、6つ目の質問ですが、具体的な支援や指導、援助はどのように考えてみえますか。

以上、6点の質問ですが、具体的な方策等についての答弁もあると思いますが、簡潔・明瞭に答弁されるようお願いいたします。以上です。

議長（大沢まり子君）

民生部長 山田徹君。

民生部長（山田 徹君）

加藤議員の御質問にお答えいたします。

御質問は、一般介護予防（総合事業）について、進捗状況と今後の施策展開についてであります。

まず、進捗状況についてお答えいたします。

1番目、要支援認定者を中心とした被保険者及び家族に対する意識啓発については、平成29年4月からの施行開始に向けて、平成28年度において要支援認定者の方や御家族に向けてお知らせを予定しております。具体的には、介護保険料本算定の通知の際に総合事業移行へのお知らせをすることを考えています。その後、ケアマネジャーから個別に説明していただくことを想定しております。

2番目、サービス単価、請求方法、利用者負担の設定については具体的には決めていませんが、総合事業移行後の訪問介護、通所介護は現行の料金と同様に設定するのが適当であると判断しております。緩和した基準によるサービス、住民主体による支援のサービスについては、今までの基準と比べ安価にするのが適当であると考えていますが、近隣自治体の状況も参考にしながら今後詰めていく必要があると考えております。

3番目、現行の高齢者保健福祉事業の再構築については、今後、設立予定の協議体を中心に、御嵩町の資源の洗い出し、住民のニーズとのマッチング作業の結果など、協議を進めながら、御嵩町に合った介護サービスを検討し、事業の再構築を継続的に実施していくことが大切であると考えています。

4番目、現行の介護予防訪問介護事業者及び介護予防通所介護事業者との協議（指定等）についてですが、まず指定については、全国全ての自治体で既存のサービス事業所を総合事業における指定事業としてみなすみなし指定となっているため、新規参入の事業所以外は既に指定

されているということです。

各事業者との協議については、平成28年度上半期に御嵩町内のケアマネジャーの協議の場であるケアリンクを活用しながら、御嵩町の状況、将来予測、考え方などをお示しして、協議を進めていくことを考えています。

5番目、生活コーディネーターとの協議体の設置についてですが、協議体の中心となる社会福祉協議会とシルバー人材センターに対して、協議体の内容を説明、参加を依頼し、同意をいただいております。今年度中には協議体立ち上げに向けての準備会を設立し、会合を行う予定であります。今後、参画メンバーとなり得る民生委員、児童委員や社会福祉法人の代表、ケアマネジャー代表、ボランティア代表、商工会などに声かけしていく予定であります。

生活支援コーディネーターは、協議体準備会でふさわしいコーディネーターを推薦していただき、決めていくことになると考えております。

続きまして、今後の施策展開についてお答えいたします。

6番目、シルバー人材センターへの具体的な支援や指導、援助については今までと同様ですが、まずは第1に、事業所として、御嵩町の立場で委託できる事業を出していくことで、センター運営面でのサポートをしていくこと。次に、情報提供等の支援については、毎年広報紙「ほっとみたけ」の紙面にシルバー人材センターのPR記事を掲載しています。昨年度は12月号に、今年度は2月号に掲載予定です。また、昨年度は回覧文書を町内に回したいということでしたので、1月の回覧配付の協力を行いました。

そして、訪問型サービスの担い手としての協力については、今後、多種多様なサービスが求められる中で、例えばボランティアの協力が得られない地域の高齢者のごみ出し援助や電球の交換、買い物代行など、いわゆるワンコインサービスのようなことや、自分でやるのが困難になってきた高齢者のかわりに除草作業をするなどの業務を想定しております。事業実績が伸び悩んでいる様子のセンター経営の中で、新しい枠組みでの高齢者ニーズに合ったサービス提供を考えていただき、みずからルールを組み立てて、活性化していくチャンスとなればと期待しております。

先ほど述べましたように、協議体の中心メンバーとして位置づけており、参加の同意をいただきましたので、今後、シルバーとの単独の話し合いも含め、協議の場がふえていくことになると思います。

引き続き連絡を緊密にし、シルバー人材センターの自主自立に向けた取り組みを行政として支援していきたいと考えますので、よろしく願いいたします。

以上で答弁とさせていただきます。

[10番議員挙手]

議長（大沢まり子君）

10番 加藤保郎君。

10番（加藤保郎君）

答弁ありがとうございました。

ただ、最後のシルバー人材センターの指導、支援、また援助等についてですが、先ほど質問の中でも申し上げましたように、やっぱりそういう新しい事業を受けるに当たっては、人的な措置、それから予算面についてもシルバー人材センターのほうで措置が必要かと思えます。ですから、そういう面については、やっぱり人的配置は、例えば来年の今ごろ、慌てて職員採用とかいうふうな格好は当然できないと思えますので、そこでまた無理が発生して、4月から運営をしようと思ってもなかなかスムーズに開始ができないというような面も考えられますので、そこら辺につきましては、いつごろまでにそういう支援、また指導等をされる予定か、そこら辺のことだけ、もう一度ちょっと再質問でお答えいただければありがたいと思っております。よろしくをお願いします。

議長（大沢まり子君）

民生部長 山田徹君。

民生部長（山田 徹君）

ただいまの再質問につきましてですが、シルバー人材センターさんとの話し合いというものもつい最近始まったばかりでございまして、過去からの事情ですね。事業実績が伸び悩んでいるような事情についてはお伺いはしておりますけれども、新しいサービスの提供につきましてはこれから協議を始めるということですので、なるべく早目に手当てをしながら協議を進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

[10番議員挙手]

議長（大沢まり子君）

10番 加藤保郎君。

10番（加藤保郎君）

ありがとうございました。

この冊子も平成27年3月、ことしの3月に計画されました冊子ですが、中を十分目を通してありますと、多様な施策を展開するようになっております。そのためにはやっぱり準備の期間が少ないように思います。各課の連携と職員の英知を結集して、この事業に向けて対応されることをお願いし、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（大沢まり子君）

これで、加藤保郎君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。再開は1時にしたいと思います。よろしく願いいたします。

午後0時00分 休憩

午後1時00分 再開

議長（大沢まり子君）

再開いたします。

2番 安藤信治君。

2番（安藤信治君）

私も初めての質問ですので、多少緊張いたしますが、よろしく願いしたいと思います。

最初に、私の質問事項に対して、全く関連のない2題がありまして、一問一答方式でやったほうがいいと思いましたが、ちょっとお答えいただくのが苦しい部分もございますが、一問一答方式じゃなく、2つ続けて質問させていただきますので、よろしく願いします。

まず最初ですが、先ほどの高山議員の防災リーダーの関係の質問事項と多少重複があるところがあります。そして、その答えの中にも多少私の求める部分もございましたが、あえて防災リーダー、地域防災力の向上のための防災リーダーが果たす役割などについてということで、防災リーダーの養成の本来の目的とその取り組むべき役割などについて、それからもう1点、町防災訓練のあり方と防災リーダーが担う共助について質問したいと思います。

多少重複することがあるかもしれませんが、ちょっと切り口を変えさせていただいて、その点から質問させていただきたいと思います。

それでは、最初の質問に入ります。

御嵩町においては、これまで毎年9月に行われてきました町主催の防災訓練の見直しを行いまして、3年ほど前から町内4地区において、町民参加を基本とした避難所の開設をメインテーマとした訓練方式に改めて、現在に至っております。

一方、災害時には、自分の命は自分で守る自助と、地域の中でお互いに助け合う共助という考え方のもとに、地域防災の中心的な役割を担うべき人づくりを目的とした防災アカデミーを平成24年度から開催してきております。

このアカデミーは、地域の共助に貢献するための防災リーダーを養成するものだと私は認識しております。現在までに、自然災害に対する基本的な知識や技能を有する、先ほどの質問の答弁の中にもありましたんですが、約130名ほどの防災リーダーが養成され、この防災リーダーが御嵩町の防災訓練に計画段階から加わり、訓練当日にはその力を大いに発揮し、頼もしい存在となっております。私自身も防災リーダーとして、簡易トイレやパーテーション等の防災備品の取り扱い、非常食の準備等、訓練を通じて、災害時の避難所のあり方など多くを学び、

大変有意義であることを実感しております。

このような訓練を積み重ねている防災リーダーが町内に多くおられることは万一の災害時に大きな力を発揮するものと期待しております。しかし、現在の防災リーダーの多くは、避難所の開設、いわゆる公助という訓練に参加しているのみで、御嵩町のアカデミーの本来の趣旨である肝心の地域における公助について、その力や役割を十分果たしているとは言いがたいのではないのでしょうか。

私は、昨年12月に行われました町主催の防災リーダー視察研修に参加し、阪神・淡路大震災の被災地である淡路島の北淡町、神戸市、大阪市のそれぞれの震災記念館を訪れました。震災から20年が過ぎた今でも、当時の悲惨な体験や記録を後世に残そうと頑張っている人たちの姿に接し、この研修は大変有意義なものでありました。

その折ですが、神戸市の人と防災未来センターというところがあります。その語り部である瓢義男さんという方の体験談を見つけ、その一部をここで紹介させていただきたいと思います。

瓢さんは、被災地では、都市でも田舎でもたくさんの高齢者が亡くなり、倒壊した家の多くは1階部分が押し潰され、ほとんどの高齢者は1階で寝ていた。神戸市長田区では921人、震源地の淡路島の北淡町では39人が亡くなっています。注目すべきは、倒れた建物の瓦れきの中から助け出された人の数である。長田区で救出されたのは391人、救助率が30%、一方、北淡町で救出されたのは、同じように391人。しかし、北淡町では救助率が90%であったということである。都市部の長田区では隣に住んでいる人のことすら知らなかった。一方、田舎と言われる北淡町では、隣の家やそこに住む人たちの情報はみんなが知り合っていた。どの家に何人住んでいて、高齢者がいるかいないかはもちろん、どの部屋で誰が寝ていたかまで地域の人には知っていたようです。瓦れきの下敷きになった高齢者たちを救出したのは、警察や消防や役所や役場の人ではなく、地元の消防団や青年団や近所の人たちであった。瓢さんいわく、田舎の御近所の底力、そういったものが素早い人命救助に発揮された結果であった。同時に、神戸市など、都市と言われる場所のコミュニティーの弱さを痛感したと彼は述べています。この彼の体験談に私は大きな感銘を受け、大いに考えさせられたものでした。

そこで質問です。

1番目は、北淡町における御近所の底力、すなわち我が御嵩町における共助の中心となる人たちは、まさに防災リーダーではないのでしょうか。そのために、御嵩町みずからがアカデミーを開催し、多くの防災リーダーを養成してきたのではないのでしょうか。残念ながら、現状では防災リーダーに対する町民の皆さんの認識が乏しく、多くの有能な防災リーダーが地域の自治会で生かされていないのではないのでしょうか。今後、防災リーダーが自治会との連携の中で、万が一の災害に備えた地域力の向上にその力が発揮できるよう、行政、役場を通じての働きか

けが重要であると考えますが、いかがでしょうか。

2番目は、毎年行われる御嵩町の防災訓練とあわせて、災害時における速やかな人命救助が行われるべき、地域、あるいは自治会などの小規模な単位での避難訓練や安否確認訓練等の積極的な取り組みを啓発する必要があると考えますが、いかがですか。

そして、その取り組みを担うのが防災リーダーであると考えますが、いかがでしょうか。

続きまして、質問事項の2番目に移りたいと思います。

みたけの森のトイレについてですが、みたけの森は、昭和58年に生活環境保全林として整備され、以来、毎年多くの経費を投入してきております。そのかいがあって、御嵩町の誇る自然公園として、四季折々にすばらしい景観美を私たちに見せてくれています。

さらに、みたけの森は緑豊かな私たち御嵩町の自然環境のシンボルと言える存在となっております。昭和58年当時は、山ばかりの御嵩に何でもまた保全林なんかつくるんやとか、管理費ばかりかかって、何もいいことはないやないかと言った人たちも多くいたそうです。その後、環境問題が大きくクローズアップされてきた中で、自然環境の保全や維持の重要性が叫ばれるような時代を経て、近年ではそのすばらしさや大切さが改めて見直され、御嵩の誇る貴重な自然遺産として、将来に引き継ぐことが我々の責任であると多くの皆さんが考えているのではないのでしょうか。

しかし、皆さんもお気づきのこととは思いますが、みたけの森の玄関とも言われる場所に建っているトイレなんです。このトイレは、旧態依然のコンクリートづくりのくみ取り式で、みたけの森の景観などを大きく損なっていると多くの方が感じておられるのではないのでしょうか。

清掃管理は怠りなく行われていますが、気温の高い季節には目が痛くなるような異臭を放ち、とても自然の景観美を誇るみたけの森にふさわしいトイレとは言えないような状況にあります。このようなトイレは、現在、一般家庭でも使っているところは少ないのではないのでしょうか。

小さな子供たちは怖がってこのトイレが使えないといった声もまた聞かれます。携帯電話を落としてしまったと言って管理人に助けを求める人々もたびたびあるそうです。

そこで、質問です。

みたけの森の整備後、三十数年が経過し、老朽化も著しいこのトイレの整備について、どのように考えておられるのか伺いたい。

また、整備の考えがもしあるのなら、ぜひみたけの森の景観を損なわないような、みたけの森にふさわしいトイレをつくるべきと考えますが、いかがでしょうか。

以上2件、質問させていただきました。よろしく申し上げます。

議長（大沢まり子君）

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

それでは、ただいまの安藤信治議員の質問にお答えをいたします。

こうした災害で苦しんだとか、涙を流したようなことも、テレビの映像で見ながらあるわけですが、人というのは喉元を過ぎれば忘れてしまい、東日本の大震災でもかなり記憶も風化してきたと。自分の身には何も起こらないと常に根拠もなく思っているという人が圧倒的に多いんじゃないかと思えます。

そういう意味では、防災リーダーの方々には、何年かに1度は阪神・淡路のあつた被災を経験されたところ、記念館のようなものに行ってください、もう一度その気持ちをしっかりと維持していただくような継続性を持った視察を計画していきたいと思っております。全員一緒に行ってくださいわけにはいきませんので、何班かに分かれて行っていただくようなことになるかと思いますが、ぜひその都度、1回行ったからではなくて、参加をしていただきたいと思えます。

その中で、御嵩町の目指す災害発生時の行動というのは、神戸市ではなく、やはり北淡町の対応を目指すべきと考えております。

地震発生時のいわゆる違いが出てくるところには火の扱いというテーマがあります。神戸市長田区では、発災後火災が発生したため、救出が困難になったと分析されております。その教訓は中越地震で生かされまして、中越では個別に火の始末がしっかりとなされ、なおかつ停電状態が長く続いたわけでありまして、これは火災を発生させないと。あえて復旧せず、通電しなかったというような話も伺っております。

そして、救出でありますけれども、やはり中越でも自衛隊に大変感謝をしておられ、頼もしかったとはおっしゃるんですけれども、やはり誰々さんのうちのばあちゃんというような表現で、すぐ具体的な指示が出せるというのは地元の消防団、自治会のメンバーであったということから、やはり地元の人にはかなわないということもおっしゃっておられた。

そういう意味では、阪神・淡路大震災、先ほど北淡町を目指さなきゃいけないということを申し上げましたが、阪神・淡路大震災よりも中越地震を御嵩町はその対応としては考えていくべきだと思っております。

私自身の考える防災・減災のあり方は、自主防災組織というのは自治会が基本ではありますけれども、中心は自治会長ではなく、防災リーダーだと考えております。自主防災組織を町行政から自治会へ要請した際、私は当時議員でありましたけれども、当時の地元、西之門の自治会長には、自主防災のトップは1年任期、いわゆる1年で交代する自治会長ではないほうがいいんじゃないか。そういう意味では家にいる可能性の高い現役世代を対象にしたほうがいいんじゃないかと働きかけましたけれども、残念ながら町が自治会長を中心に話をしているということで

ありましたので、その案には乗っかってはいただけなかったということでもあります。

その後、私が町長になりましたので、特に1期目の4年目に東日本大震災を経験しました。そういう意味では、より一層、亜炭廃坑問題と防災政策の具体化に迫られた。これらを前提に、現段階では自分の自治会に防災リーダーが存在するのかもしれないのかも多分御存じない方が多いだろう。また、存在したとしても、誰がそうなのかということをお見えない方が多くお見えになると思います。そういう意味では、先ほどの質問、担当のほうでも答えましたけれど、自治会に対して、防災リーダーはこういう方がお見えになりますということは、リーダーのいわゆる承諾を得た上でお知らせをしていきたいと、このように思っております。

次に、2点目の質問に入ります。防災訓練のあり方であります。

今回質問していただきましたんで、また私自身も考えました。実を言いますと、本年の防災訓練終了後、来年の訓練は少し違う形でやりたいということは担当の者に申しました。防災リーダーの皆さんが加わっていただいている訓練は3回を数えましたので、ちょっと形を変えたほうがいいだろう。一度原点に戻るべきだという思いを持っておりました。

私が町長になって2期目に入ったころに、いわゆる机上訓練を徹底して行いました。消防団、警察、消防署、それらの関係の方々全てに集まっておきまして、机上で、東日本大震災クラスの震災が発生した場合、一体御嵩では何が起こるのか。起こったとしたら、何が必要になるのかということをおもいつくものを書き出してくれということで、保健センター3階でやりました。その際に、例えば亜炭廃坑の関係で道路が寸断されたような場合、消防車は行けないよねということから、オートバイがいいんじゃないかという発想もその時点で出てまいりました。ありとあらゆるケースを想定して、人数が多ければ多いほどいろんな意見が出てくるわけですので、そのときの充実感というのは、いまだにまとめ切れてはおりませんが、大変いい会議が開けたと思っております。町の幹部職員だけの机上訓練では意味がございませんけれど、少なくともそうした住民の方々、代表の方々も交えた机上訓練というのは、物すごく想定としては、いざというときには役に立つのではないかとおもうことを思っておりまして、本年、防災訓練を終了してから、来年はそういう形で開こうかということは、正式に職員には伝えてはございませんけれど、ひとり言のような形で、来年ちょっと違ったものをやろうということは職員には言っております。

今のような方法をとるのか、安藤議員がおっしゃるように、小規模、自治会とか、班単位だけの防災訓練というのは、初動でやらなければいけないということになりますので、そのときには防災リーダー、もしくは消防団員、もしくは職員、自治会に対して1人は配置しながら、指示ができるような体制で小規模な防災訓練をやるということも実は大切なことであり、毎年、今現在やっている防災訓練というのは、そこまでは終わったという状況で、学校であるとか避

難所に集まってもらうということをしておりますので、その前段階を実はしないとそういう体制はとれないであろうと、このように思っております。

この協議を毎年6月開催の自主防災会活性化研究研修会で協議したいというふうに思っております。どのような結論がそのときに出るかはわかりませんが、十分議論をした上で、有効な防災訓練にしていきたいという思いは常に持っておりますので、その節には、安藤議員は多分御参加なされると思いますので、いろんな訓練のアイデアを出していただいて、自治会に対しては、毎年活動補助金2万円というものが上限で出ますので、もし経費が必要であれば、そうした補助金も使っていただきながら対応していただけたら幸いに思います。

命の問題でありますので、ぜひ身近で話をさせていただいて、先日、私、自分の自治会の忘年会がありましたので、班で行いました。私、来年、班長をやらなきゃいけないという話ですけど、とにかく仲よくしましょうよということを皆さんにお伝えして終えたんですけど、ぜひそういう意味では、隣近所、向こう3軒両隣、とにかく大切にしながら、それぞれの家庭の状況もある程度は知った上でいる状態がやはり防災には一番大切なことだと思いますので、御嵩町には御嵩町の古くからのそうした横のつながりであるとか、いろんなつながりがありますので、地元重視をしながら防災について考えていきたいと、このように思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（大沢まり子君）

建設部長 伊左次一郎君。

建設部長（伊左次一郎君）

では、安藤議員の御質問にお答えさせていただきます。

私への御質問は、みたけの森のトイレについてであります。

議員が冒頭に申されたとおり、みたけの森は今や御嵩町の顔の一つとなっており、我々も失敗を重ねながら多くの勉強もさせていただいております。何よりも今ではこの森を大切に思ったださる町民の皆様がふえたことや、町内外からの来訪者が多くなっていることにうれしさを感じるとともに、継続的にこの森を守ってきてくださった先人に感謝をしています。

生活環境保全林みたけの森には、農業担い手センターを初め、5カ所のトイレが設置されており、御指摘のみたけの森の駐車場に管理棟と併設して設置されているトイレは、昭和58年5月の開設時にコンクリート構造で設置され、以来32年間、現状のままで皆様に御利用いただいております。年間3万人から4万人ほどの町内外からの来訪者を受け入れ、また毎年6月にはみたけの森ささゆりまつりが開催され、今年度は1日で2,600人ほどの来訪者を迎えるほどとなっておりますが、四季折々に来訪いただく皆様から、今どきこのトイレではとのお声をいただいたり、携帯電話を落とされるなどの御不便をおかけしている状況から、まずは御指摘のト

イレを優先して、悪臭のない、清潔でお子様にも安心して御利用いただけるトイレに更新する必要性を認識しております。

しかし、このトイレを水洗化するには、衛生器具の取りかえ設置や合併処理浄化槽の設置が必要となり、この森の自然環境にふさわしい建物を設置しようといえますとかなりの費用を要するものとなることから、財源の確保が優先されると思っております。

直ちにはいきませんが、まずは今まで以上に歩を速め、修繕改修の方法や自然環境にふさわしい建物改修などの調査・研究と財源確保を進め、将来に引き継げるよう努力していきたいと思っております。場合によっては建てかえも検討の一つと考えておりますので、よろしくお願いたします。

以上で回答とさせていただきます。

[2 番議員挙手]

議長（大沢まり子君）

2 番 安藤信治君。

2 番（安藤信治君）

町長には大変御丁寧な御答弁ありがとうございました。

中越での火災がいかに怖いかというお話もありました。それから、減災という言葉が最近出てきたわけですが、防災リーダーが中心になるのがいいんじゃないかというようなこと。それから、防災の担い手というのは輪番制ではまずいんじゃないかと。町内の役員が毎年かわるようなものではないというような御認識もありました。それから、防災訓練については新たに、3年間やってきた大がかりな、大規模な訓練じゃなくて、もっと小さくしたような、机上訓練とか、そういったものに移行することを考えておられるようでした。それについて全く異論がございませんので、再質問することはありません。

これは近い将来確実に起こる。あしたかもしれません。30年後かもしれませんが、東海・東南海・南海トラフを震源とした連動地震ですね。そんなものや、近ごろの地球規模での異常気象による未曾有とも言われる集中豪雨等、大きな自然災害に備え、御嵩町の防災リーダー130名でございますが、こういった方が地域社会に本当に溶け込んで、防災リーダーの皆さんがそうしたときに大きな力が十二分に発揮できるよう期待するものです。

御嵩町の防災リーダーの養成は平成24年、他市町に先駆けて取り組んでいただいております。こういったことから、少し視点を変えて、次の段階に行けるような防災リーダーの養成に力を入れていただくと大変ありがたいと思っております。

それから、もう1つ、みたけの森のトイレなんですが、建設部長のほうから、なかなか厳しい財源の中でということでお話もありましたが、現在のみたけの森の存在というものは、先見

の明、当時ちょっとやゆしたような言葉を発しましたが、先見の明なのか、偶然こうなったのか、今となっては知る由もありません。建設部長もおっしゃったとおり、先人に感謝するというような言葉もありました。私も貴重な自然遺産として、みたけの森を残してくれた先人の英知に、建設部長と同じように感謝をしたいと思っております。

そして、みたけの森のトイレが、そのすばらしい自然景観に溶け込んで、訪れる人たちから、さすがにみたけの森のトイレであると喜んでもらえるようなトイレを一日でも早く整備されることを期待して、私の質問を終わります。ありがとうございました。以上です。

議長（大沢まり子君）

これで、安藤信治君の一般質問を終わります。

散会の宣告

議長（大沢まり子君）

以上で本日の日程は終了いたしました。

次の本会議はあす12月9日の午前9時より開会いたします。

これにて散会いたします。御苦労さまでした。

午後1時30分 散会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員